

第七十一回国会 参議院外務委員会 會議録 第二号

昭和四十八年二月二十二日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

十二月二十七日

辞任

郡 祐一君

齋藤 寿夫君

一月二十七日

辞任

西村 関一君

一月三十日

辞任

新谷寅三郎君

一月三十一日

辞任

黒柳 明君

二月三日

委員柴田利右エ門君は逝去された。

一月六日

補欠選任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

平島 敏夫君

佐藤 一郎君

山本 利壽君

森 元治郎君

岩動 道行君

木内 四郎君

杉原 荒太君

八木 一郎君

加藤シヅエ君

補欠選任

新谷寅三郎君

矢野 登君

補欠選任

小谷 守君

補欠選任

大竹平八郎君

補欠選任

浅井 亨君

補欠選任

松下 正寿君

國務大臣

外務 大臣

政府委員

外務政務次官

外務大臣官房長

外務省アジア局

外務省経済協力

局長

外務省条約局長

外務省条約局外

務参事官

事務局側

常任委員会専門

員

小谷 守君

羽生 三七君

渋谷 邦彦君

松下 正寿君

星野 力君

水野 清君

鹿取 泰衛君

吉田 健三君

御巫 清尚君

高島 益郎君

松永 信雄君

服部比左治君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○國際情勢等に関する調査

(昭和四十八年度外務省関係予算に関する件)

(今期国会における外務省関係提出予定法律案

及び条約に関する件)

(開發途上国に対する經濟援助等に関する件)

(日ソ、日中の平和条約締結に関する件)

(ベトナム和平に伴うインドシナ經濟協力等に

関する件)

(アジア地域の米軍撤退に関する件)

(北ベトナムとの国交樹立に関する件)

○千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正

する議定書の締結について承認を求めるの件

(内閣提出)

○委員長(平島敏夫君) ただいまから外務委員会

を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

本委員会委員柴田利右エ門君には、去る三日急

逝いたされました。まことに痛惜にたえません。

ここにつつしんで哀悼の意を表したいと存じま

す。

○委員長(平島敏夫君) 次に、委員の異動につい

て報告いたします。

去る一月二十七日、西村関一君が、また同三十

日、新谷寅三郎君が、同じく三十一日に黒柳明君

がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として、現

在小谷守君、大竹平八郎君及び浅井亨君が委員に

選任されております。

また、先ほど申し上げましたように、なくなり

ました柴田君の補欠として、去る六日、松下正寿

君が委員に選任されました。

○委員長(平島敏夫君) おはかりいたします。

森君から、文書をもって、都合により理事を辞

任したい旨の申し出がございました。これを許可

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

現在までに本委員会の理事二名が欠員となつて

おります。この際、理事の補欠選任を行ないたい

と存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたします。

その第一ページの一番上に書いてございますと

おり、四十八年度予算案は八百七十六億八千万

円でございます。これを前年度、左側に書いてご

ざいます四十七年度予算額六百五十九億四千九

百万円に比較いたしますと、一番右側に書いてご

ざいますとおり、差し引き二百十七億三千二百万

円の増加を示しております。伸び率は三三%ござ

います。

以下、表の中に入りまして、一番左の欄に項目とございしますが、項目の1から御説明申し上げます。

1 経済技術協力拡充強化、これは四十八年度予算は二百九十二億五千六百万円でございます。その内訳を申し上げますと、(1)は無償援助の拡充と多様化でございます。総額は五十九億三千六百万円でございます。これをさらに二つに分けますと、従来からの継続プロジェクトに要する費用が三十二億三千五百万円でございます。第二は新規プロジェクトでございます。総額が二十一億円でございまして、以上が無償援助のおもな点でございます。次に(2)インドシナ難民救済十億円というのがございます。これは関係上大蔵省所管に計上いたしましたけれども、項目の性質上、外務省と大蔵省と協議して使用することになっております。(3)は海外災害等救済費でございます。この総額も十億円でございます。これは従来海外に災害等が発生いたしました場合、そのつど予備費をもって充てたまいりましたけれども、それでは時間、時日を要しまして、海外諸国に比べてわが国の救援の手がおそいという御批判が各方面にございましたので、来年度はまず十億円を外務省予算に計上いたしまして、さしあたりその十億円を使用して海外の災害等の援助に充てる。もちろん昨年の例などを見ますと、これでは不足をいたします。場合が想像されますので、その場合には予備費をお願いするということを考えております。(4)は技術協力拡充でございます。総額が百三十四億九千万円でございます。これは備考の右の下の方に書いてございますように、おもな内容は、海外からの研修員の受け入れ、この人数は二千二百六十五人を予定しております。それからわが国の専門家の派遣、これは八百五十一人を予定しております。

二ページに移らしていただきます。二ページの欄にも海外技術協力関係の説明がございますけれども、上のほうは省かしていただきます。また、中ごろに(5)多国籍間協力の拡充という経費がございます。その総額は四十一億二千九百万円でございます。この項目が二つに分かれます。第一は国連の諸機関を通ずるマルチの援助でございます。その総額が四十億三千五百万円でございます。そのおもなものをあげますと、UNDP関係が三十五億四千二百万円、UNICEFが三億八千五百万円等でございます。それから第二のマルチのカテゴリーは、アジアにおける地域協力プロジェクトに対する援助でございます。その経費は九千四百万円でございます。内訳は備考の欄に書いてございます。

三ページに移らしていただきます。三ページの二、国際文化交流の拡充、これが外務省の来年度予算の第二の柱でございます。総額が百七億二千四百万円。その内訳は、百億円が国際交流基金に対する出資金でございます。また七億二千四百万円が国際交流基金に対する補助金でございます。この国際交流基金につきましては、前年の国会において御承認をいただきました。特殊法人国際交流基金が充てたしまして、今年度の予算では五十億円の出資を御承認いただいたわけでございまして、来年度におきましては百億出資することをお願いしたいわけでございます。大蔵省と外務省との話し合いにおきましては、さらに次の年度で百億、その次の年度でさしあたり五十億、したがって両三年間に計三百億の出資に達するということにしております。

第三の重点項目が、わが国のイメージ向上のための海外広報活動の強化でございます。その総額は九億七千五百万円でございます。第四の柱は、国際情勢の適確な把握のための機能強化の経費でございます。その総額は三億九千万円でございます。内訳はそのページに(1)、(2)、(3)、(4)と示してございます。第四ページに移らしていただきます。第四ページの一番冒頭に書いてございますのが外務省の重点事項の第五の柱でございます。在外邦人の生活環境の整備のための経費でございます。総額は

十一億二千五百万円でございます。その内訳は、(1)にございますような海外子女教育の充実の経費でございます。総額が九億七千万円でございます。それは二つに分かれます。全日制校の強化でございます。総額が八億八千万円でございます。すでに東南アジアを中心としたしまして三十校の全日制校があるわけでございますけれども、来年度におきましては三校追加いたしました。パリ、ラスパルマス、ラゴスに三校新設したと考えております。それから在外邦人の生活環境の整備の第二は、(2)の移住者自立基盤の強化の経費でございます。総額は二億一千八百万円でございます。内容は省略させていただきます。

第五ページに移ります。第五ページの冒頭に書いてございますのが、外務省予算の第六の柱でございます。国際問題に対する国民的関心にかたえるための体制整備の経費でございます。総額は七億二千六百万円でございます。以下、内訳を申し上げますと、(1)は国際情勢及び外交問題の国内広報の強化の経費でございます。総額が三億六千四百万円。第二は外務省と地方公共団体及び民間団体との連絡協定の密接化の経費でございます。三億一千三百万円でございます。(3)に書いてございますのが、国内ニュース及び国内事情の海外への伝達機能の強化でございます。これは単なる調査費でございますが、千九百万円計上してございます。(4)は外交史料館の充実の経費でございます。これは外務省の飯倉の分室の一部でございます。す外交史料館を充実させたための経費三千三百万円でございます。

次に、第七の柱が外交実施体制の整備のための経費でございます。総額が百億九千五百万円でございます。この外交実施体制の整備につきましては、人員機構の問題がございまして、必ずしも金額の数字だけでは説明が十分でございせん。と、以下、機構と人員の数で御説明いたします。と、(1)が本省並びに在外公館の機構整備及び定員の増強でございます。まず本省におきましては、沖縄海洋博政府代表を一名新設いたします。それ

からアジア局に次長を設置いたしますが、これは定員上振りかえてございます。六ページに移ります。右側の備考の欄をごらんいただきますと、まず本省定員の増強が十二人、さらに先ほど申しました沖縄の政府代表を加えると十三人ということになります。

それから在外公館定員の増強は七十一人でございます。しかし、御承知のとおり定員の削減がございまして、定員の削減はここに書いてございせんが、本省では十三名、在外では三十三名、計四十六名の削減がございまして、その結果、純増という数字は、それを差し引いた人数になるわけでございます。

次に在外公館の新設につきましては、中央アフリカ大使館、モンゴル大使館、アトランタ総領事館の設置を要求しております。(2)は在外職員勤務条件の改善の経費でございます。子女教育手当の新設等を要求いたしております。(3)は在外公館国有化の促進のための経費でございます。その内訳は、右の欄、備考にございますように、在外公館の公邸とか事務所国有化の経費でございます。その総額が二十四億一千九百万円でございます。それから公邸、事務所以外にも館員の宿舎を国有化するという新しい構想を持っておりまして、そのための経費が十三億二千九百万円になるわけでございます。

以下、こまかい点はございますけれども省略させていただきます。第七ページの最後に書いてございますように、外務省所管の合計は八百七十六億八千九百万円、前年度六百五十九億四千九百万円に比しまして二百十七億三千二百九百万円の増加額を見込んでおられるわけでございます。

以上でございます。次に、第七十一国会提出の予算法案について御説明申し上げます。一枚紙のものでございます。外務省の予算関係法案は二件でございます。その他が一件、合計三件でございます。予算関係法案は、在外公館の名称及び位置並び

に在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案でございまして、要旨は、まず在中華人民共和国日本国大使館及び在アトランタ日本国総領事館を設置いたしまして、在中華民国日本国大使館、在台北及び高雄の各日本国総領事館を削るものでございまして。次に在セロン日本国大使館の名称を変更いたしまして、在スリランカ日本国大使館に改めるものでございまして。第三は、上に述べました新設の在外公館の在勤手当を設定するわけでございまして。第四に、すでに設置されておりまして一部公館の住居手当限度額を増額するわけでございまして。第五は、子女教育手当を新設するわけでございまして。

第二の予算関係法案は、沖縄国際海洋博覧会日本政府代表の設置に関する臨時措置法でございまして、要旨は、昭和五十年に開催される沖縄国際海洋博覧会の日本政府代表の任務、給与等を定めるものでございまして。

予算関係でございまして法律といたしましては、外務省設置法の一部を改正する法律案でございまして。要旨は、アジア局に次長一名を新設することとございまして。

以上でございます。

○委員長(平島敏夫君) 松永参事官。

○政府委員(松永信雄君) 今期国会に提出を予定しております条約二十一件について御説明申し上げます。お手元にお配りしてあります「第七十一回国会提出予定条約」の順に従って御説明いたします。

最初のポルトガルとの租税条約及びスペインとの租税協定は、所得税、法人税等、所得に対する租税の二重課税を回避するためのものでございまして、従来より各国と締結してきております租税条約とはほぼ同じ内容のものでございまして。この二条約につきましては、目下それぞれ最後の詰めの交渉を行なっている段階でございまして。

三番目のインドとの租税協定の修正議定書につきましては、現行の協定を若干補足する趣旨のこ

く簡単な改正案につきましてインド側より提案があり、これも目下鋭意交渉中とございまして。

次に、米国の原子力協定を改正する議定書について御説明申し上げます。昭和四十三年七月に発効いたしました現行日米原子力協定におきましては、昭和四十八年までに着工いたしますが国の原子力発電所に必要な濃縮ウランの供給が定められておりますが、その後のわが国の発電計画の進展に伴い、昭和四十九年以降に着工を予定しております原子力発電所に必要な濃縮ウランを確保する必要があると見込まれてまいりました。他方、米国におきましては、一九八〇年前後に予想されます濃縮ウランの供給不足という事態に対応いたしまして、現在各国との間に行なっております一定量の濃縮ウランの供給を保証する方式をとりやめるとの新政策をさきに決定いたしました。米国はすでにこの新政策のもとにユーラトムとの間で新協定を交渉し、実質的合意に達しておりますので、米

国にとつてユーラトムと並んで大口需要者でありますわが国に対しまして、新政策に合致するよう現行協定を改正することを提案してまいりました。わが国といたしましては、昭和四十九年以降に着工の原子力発電所に必要な濃縮ウランの入手を確保するという観点から、米国の提案に応ずることとし、先般米交渉を行なつてまいりました結果、実質的合意に達し、近く改正議定書に署名する見通しでございまして。この改正によりまして、わが国といたしましては、昭和五十三年までに着工を予定しております原子力発電所について必要な濃縮ウランの入手の道を開くこととなります。

第五番目のギリシアとの航空協定でございまして、わが国は南回欧州路線の一環として、ギリシアへの乗り入れをかねてから希望してまいりましたところ、ギリシア側もこれを歓迎するに至り、本年一月航空協定に署名を了したものでございまして。この内容は、従来わが国が各国と結んでおります航空協定とはほぼ同じものでございまして、両国の指定航空企業が特定の路線において定期の航空業務を運営する権利を相互に許与すること、そ

の業務の開始、運営に関する手続、条件等を定めるものであるとございまして。

第六番目の国際連合憲章の改正でございまして、これは憲章第六十一条を改正いたしまして、国連の主要機関の一つであります経済社会理事会の理事国の定数を現在の二十七から五十四に倍増する内容のものでございまして。

経済社会理事会は、本来国連の経済社会分野における活動の中心になるものと期待されておりますが、近年国連に国連貿易開発会議、国連開発計画などの新機関が設けられ、大いに活用されておりますので、これらと比較しまして経済社会理事会の機能が低下しているうらみが若干ございまして、この理事会の規模を倍に増加して機能を強化するといふ趣旨でこの改正が採択されたものでございまして。

七番目のアフリカ開発基金設立の協定でございまして。現在アフリカにはアフリカ開発銀行がございまして。この銀行はアフリカ諸国によつてのみ構成されておりますために資金源において限界があり、さらに融資の条件においても、条件が通常の条件のみになっておりますために、その活動に限界がございまして。これを補足いたしますために、先進諸国からの出資を得まして基金を設立し、アフリカ諸国に緩和された条件で融資を行なおうといふ趣旨でこの開発基金が設立されることになったものでございまして。

○森元治郎君 委員長。

○森元治郎君 森君。

○森元治郎君 一々内容はいいですから、この程度で、二十一件、御説明省略したほうがいいと思

います。

○羽生三三君 あらためて提案理由説明があるんですから、いいですね。

○委員長(平島敏夫君) あとは、その他何件でけつこうですか。

○政府委員(松永信雄君) その他十四件、合わせまして二十一件の条約の提出を予定しているわけ

でございまして。

○委員長(平島敏夫君) 以上をもつて説明は終了いたしました。

本件については、本日はこの程度といたしま

す。

○委員長(平島敏夫君) 次に、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、本院先議、これを議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平外務大臣。

○国務大臣(大平正芳君) 趣旨説明に先立ちまして、去年の暮れ、総選挙が終わりました。田中第二次内閣が発足するにあたりまして、引き続き外務大臣として外交をなさることにになりました。日ごろ各位から格別の御指導と御鞭撻をいただいておりますけれども、わが国をめぐる国際情勢が新たな局面を迎えておる今日、責任の非常に重大なことを痛感いたしております。今後一そうの御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

ただいま議題となりました千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

麻薬の国際統制に関する基本的な条約といたしましては、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約がございまして、近年麻薬の乱用が世界的な社会問題となつてい実情にかんがみ、一そう有効な麻薬の国際統制の実現をはからんといたしまして一九七二年三月にジュネーブで国際連合の主催により同条約を改正するための全権会議が開催され、九十七カ国の参加国中わが国を含めまして七十一カ国の賛成を得てこの議定書が採択されたのであります。

この議定書の目的は、国際麻薬統制委員会の機能及び統制権限の強化、同委員会の資料収集源の拡大、麻薬犯罪を引き渡し犯罪とみなす規定の新

でございまして。

○委員長(平島敏夫君) 以上をもつて説明は終了いたしました。

本件については、本日はこの程度といたしま

す。

○委員長(平島敏夫君) 次に、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、本院先議、これを議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平外務大臣。

○国務大臣(大平正芳君) 趣旨説明に先立ちまして、去年の暮れ、総選挙が終わりました。田中第二次内閣が発足するにあたりまして、引き続き外務大臣として外交をなさることにになりました。日ごろ各位から格別の御指導と御鞭撻をいただいておりますけれども、わが国をめぐる国際情勢が新たな局面を迎えておる今日、責任の非常に重大なことを痛感いたしております。今後一そうの御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

ただいま議題となりました千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

設、麻薬の乱用に対する措置の強化等）にありま

す。
この議定書の趣旨は、麻薬の乱用がもたらす害毒を防止するための国際協力を増進する上で適切

なものでありまして、この議定書を締結いたしましたことは、海外からの麻薬の密輸入が依然としてあ

とを絶たないわが国にとりましてきわめて有益であると考えられるのであります。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長（平島敏夫君） 引き続き本案の補足説明を聴取いたします。なるべく簡単にお願いいたします。松永参事官。

○政府委員（松永信雄君） 簡単に補足説明をさせていただきます。

わが国における麻薬禍は、昭和三十年ごろから三十七年ごろまでにかけて、たいへん大きな社会問題となり、麻薬撲滅の努力が重ねられ、結果、大幅な減少を見るに至ったわけでございます。しかるに、近年麻薬の乱用問題が再び欧米諸国におきまして深刻化するとともに、東南アジア地域の麻薬事情も必ずしも好転いたしておりません。わが国においても、この二、三年來麻薬事犯が再び増加の傾向を示すに至ったわけでございます。わが国といたしましては、かかる実情に照らしまして、国際性の強い麻薬犯罪の取り締まりを効果的に行ないますためには、国外からの供給を断つための水ぎわ検査を強化することはもとより、麻薬に関する一そう緊密な国際協力体制を確保することが必要でございます。

以上の見地から、わが国といたしましては、麻薬の一そう効果的な国際統制をはかることを目的といたしましてこの議定書に署名いたしましたわけでございます。

以上、簡単にございますが、補足説明を終わります。

○委員長（平島敏夫君） 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長（平島敏夫君） 再び国際情勢等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○加藤シヅエ君 私は、外務大臣に、日本の経済協力の問題につきましていろいろ伺いたいと思っております。

これは非常に大きな問題でございます。全部のことにはわたって質疑申し上げるということ、時間的にも許さないのでございます。その大体的傾向につきまして、それからその中で、特に私が経験いたしました問題点、それが非常にささいな問題のように見えていながら、実は、日本の海外経済協力に非常に欠けている点があることがそこに露骨に出てくるのではないかと、これに對して外務大臣の御所見を伺い、さらに、御指導をお願いしなくちゃならない、こう考えまして、御質問申し上げるわけでございます。

私は、昨年の秋に、七二年版経済協力白書として、これは通産省から出たものでございますが、これによりましていろいろ情報を見たのでござい、ますけれども、まず問題点といたしまして、日本からの資金の流れ、これは七一年度の実績は二十一億四千百万ドル、前年度に比しまして一七・四％の増加、これはまあけっこうなことではござい、ます。それから総額ではDAC加盟十六カ国の中でアメリカに次ぐ第二位の金額、これもまあたいへんよきように見えることではござい、ます。しかし、政府の開発援助というものはほんとうは非常に少ないのでござい、まして五億一千七百万ドル、これはGNP比較が〇・二三％、こうなっております。DACの平均は〇・三五％でございますから、日本は経済大国でありながら、その中の、十六カ国の中の十三位というような低位にある。これは決して喜ぶべきことではござい、ませんで、やはりもつ

ともつとこの〇・三五％に近づかなくちゃなりませんし、全体の目標はたしか〇・七％でございますか、もつと高いものでござい、ますので、少しでも早い時期にそこに到達するよう努力をいたした

きたいと思ひます。こういうふうな、DACの平均の中に日本が占めるのは、平均が〇・三五％に對して日本は〇・二三％というふうな低い比率が出てくるというところは、どういうところにこ

ういう問題点があるものでござい、ますか。どうしてこういうところにもつとたくさん日本の資金が流れなかったか。もちろんきょうういた

した四十七年度の外務省の予算額では、四十八年度の経済技術協力の拡充強化ということを一番重点政策として予算を組んでいらっしゃる、こ

こでいま拝見したところでは、努力のあとは見られるのでござい、ますけれども、問題は、数字とか、外務省発表によるいろいろいいことを言っている

の面はそれと一致していないことが多いというふうなことを聞きますので、それで、このDACの十六カ国の中でどのぐらい、最下位を占めると

いうようなことは、これはたいへん困ることではござい、まして、今後これをもつといふ成績に上げていくのにどのような具体的な方針を考えていら

っしゃいますか、それを伺いたいと思ひます。

○國務大臣（大平正芳君） 御指摘のように、援助総額といたしましては、アメリカに次ぐ第二位の地位を確立し、UNCTADで採択されましたGNPの一％を援助に充てるという大きな道標から申しますと、〇・九六までいってございますから、額自体から申しますとほぼその額に近づいてきておりますわけでござい、ます。けれども、御指摘のように、質的な検討に入りますと、政府援助額が過小であるというところは御指摘のとおりでござい、まして、一九七一年にGNPの〇・三％でござい、ましたが、七二年を振り返ってみますと、それが〇・二二になっておるのでござい、ます。つまり、GNP全体が非常に伸びました関係で、それに十分追いつけなかったという始末になっておるわけ

でございます。〇・七％というところまで持つていくにつきましては、たいへんな努力が要るわけでございます。その間にずっと日本自体のGNPも伸びてまいりますのでござい、ますから、たとえばことしの経済見通しでまいりますと、GNPが百十兆と仮定いたしますと、ここで四、五千億ドルがなければならないといけません、ここ

で、それは日本の財政計画全体の組み直しを必要とするぐらいの大きな課題になると思ひますのでござい、まして、したがって、私もいたしましては、財政計画を策定され、あるいは予算を見積も

られる場合におきまして、これに力点を置いた予算をお願いするよう、これから鋭意努力してまいらなければならぬと考えております。事柄

は、たいへん困難でござい、ますけれども、鋭意そういう方向に努力してまいらなければならぬと決意をいたしておるわけでござい、ます。

これは、額の面からでございますけれども、さらに、条件から申しますと、金利その他の条件が、これまで御指摘のように、他の先進国と比べてまして相当な遜色があるわけでござい、まして、これは予算に計上いたします政府援助をふやすばかりでなく、輸銀あるいは海外協力基金等に対する資金の手当てにつきましても御配慮をいた

しまして、もつとソフトな条件で援助ができる体制をつくらなければならぬわけでござい、まして、そういう方向に、御指摘の趣旨を踏まえまして努力してまいるつもりであります。

○加藤シヅエ君 日本は経済成長が非常に速く、そして率が高いので、全体のGNPの総額が上がっていく。その中の、世界的に約束している一％に到達する努力、これは金額からいへば決してやさしいことではなく、それに対して懸命な努力をなさなければならぬことは、数字の上からあらわれたのを見ましても、わかります。しかし問題は、日本の経済協力というのは、自分の国のことをまず考えてやっているようにどうも見え

ます。ほんとうに効果的な経済協力というのは、援

助を受けるはるの側の自主性というものをほんとうに尊重し、それから援助を受ける、いわゆる開発途上の国というのは経済的には非常に劣っているかもしれない。文化的にも非常に後進であるかもしれない。しかし、それらの国はそれぞれ自力をもって立ち上るという意欲に燃えているのでございましょう。それぞれのプライドというものは人一倍持っている国々ではないかと考えられます。そういうような国を、日本は経済協力によって、これをほんとうの日本の国の友だちに獲得していかねければ、ほんとうの目的というものはないと思います。それは単なる金額とかいうことよりも、ほんとうに相手の国の人々が喜んでくれたのか、そうして、日本に対してほんとうに、お互いにさらに親近感を増して協力していかうという気持ちになっていくてくれるか、どうか、こういうところに非常に問題点がございまして、それがどうも日本の経済協力では欠けているのではないかと私は思うわけでございまして。それは特に、この開発途上国というものの情勢全体の見渡しというものを十分につかんで、そうしてそれに対しての問題点を指摘して、それに対して日本の協力というものを見合せていくということが、まずなされなくちゃいけないので、日本の都合がこうだとか、ことに日本の援助は民間の援助が非常に多いので、それがややもすれば自分の国の利益のために、あるいは自分の国のものうけのためにさややっているというようなことを、今日非常にたくさん世間で言われるようになった。これは、これだけたくさんのお金を使っているが、実に日本のために不幸なことだと思ひます。これは、今度外務省のこの予算を大いに張り切ってお取りになつて、これをお使いになるわけですから、その面から言つても十分に相手国とほんとうの経済協力、また、平和を建設するための協力、それから南北問題の解決のための大きな新しい形勢というような、こういうところに着眼してやっていたかなければならない。

で、私は、この資料の中で見ますと、開発途上国の経済成長の率が国際開発戦略の目標六％に昨年度はとどまつた。前年度よりちよつと減つていくというやうな事情でございまして、開発途上国の経済成長というものは決してあまりいい状態であるとは言えないわけでございまして。そうしてその一方には、人口爆発という大きな問題がございまして。これはもう開発途上国だけではなくて、先進国、地球全体の問題でございまして、特に経済成長といふかなければいけないときに、この人口の爆発というやうな問題に直面してくるといふことに對しては、日本としても非常に重要視して考へていかねばならない問題だらうと私は考へております。特に、経済の成長がどのくらいになつたかといふことを見るときの一つの尺度として、一人当たりのGNPがどのくらいになつたかといふことを見るわけでございまして、けれども、それが七〇年度はGNP一人当たり二百四十ドルというのが、昨年度は二百四十七ドル、七ドルだけ上がつたに過ぎない。こういうやうなことが報告されているわけでございまして。それから所得分配のひずみが非常に多いことも報告されております。これはやはり、開発途上国の社会問題として大きな問題であつて、たくさん日本から資金が流れていくときには、この点をよほど考へまさんと、流れる資金がいやが上にもこのひずみを大きくしてしまふ。この発表の数字によりますと、総人口の二〇％を占めるものは高所得層であつて、そのシェアは所得の五七％をとつていて、こういうやうなことは、これは非常に大きな問題だと思ひます。また、総人口の二〇％に当たるものが最低所得層で、そのシェアはたったの五・七％にすぎない。これは、開発途上国に多くある、その貧富の懸隔がはなはだしというところ。そしてこの二〇％のこんな低いシェアしか持つていないやうな層が教育の問題、失業の問題、栄養不良の問題、こうした問題に悩んでいる。こういうことに対して日本がほんとうに分析、着眼して、そういうところへ手が伸びるやうなやうした援助といふこと、ここに重点を置くこ

とが大切じゃないか。数字の上だけで成績がどうなつたかといふことじゃなくて、ほんとうにこういうところへ手が届いてこそ、やはり日本というものに対する信頼感というものがウエートを増してくるのじゃないか、私はこういうふうな考へておるもので、その問題につきましても、特に政府でもいろいろ御指導していただきたいんでございまして、どういふやうにこういうことについて考へていらつしやるか。いま、私が御質問いたしました全体のことに対する考へと、それからその中で特に人口爆発の問題に対してはどういふやうに考へていらつしやるか、こういうふうにお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございまして、経済協力、経済援助の問題を、相手、受益国の立場になつて考へていかねばならぬ。日本の都合によつてやるべきではない、仰せのとおりでございまして。御案内のように、戦後わが国は、国内経済におきましては、生産第一主義と輸出第一主義を通じて、経済の自立をいち早く達成せにやならぬといふことできたわけでございまして、これが国内的にも大きな批判のまとなつて、政策の転換が要請されておりますように、経済協力の面におきまして、わが国が輸出第一主義の国といたしまして、輸出に対する先行投資的な性格のものであるといふ非難を受けてまいつたことを、私もよく承知いたしております。国内が福祉重点、生活中心の経済に変えなければならぬやうに、経済協力面におきましても、相手国の立場に立つた、ほんとうの意味の援助政策に切りかえなければならぬといふ認識におきまして、加藤委員の御指摘のとおり私も考へておるわけでございまして。また、それが日本はできる力を持つてきたといふやうに思ひますがゆゑに、経済援助政策の推進に当たっては、いま御指摘のとおりおりの精神で当たつておるわけでございまして。たとへば、援助資金をひもつきにする——与えられた資金で物資を調達する場合に、日本から買わなければならぬという、そういうひもつき援助というものを漸次やめてまいりまして、もう政府としては全部やめてもいい、完全にアンタの援助をしていただいける腹をきめておるわけでございまして。方向として、そういう方向に相当見るべき改善を加えていくつもりでございまして、また、それが私はできると思ひます。それから、第二点といたしまして、いま御指摘のやうに、そのやうにして援助してまいりまして、後進国のいま持つておる問題というのはいふん深刻であり、複雑であり、とりわけ人口の増大、所得格差の拡大、病氣その他いろいろなる理由でなかなか経済が自立していくことがいつになるのか、全く絶望的な部分がないとは言へぬと思ひます。そういうことをどのやうにして打開していくかについての計画能力、行政能力、そういうものにも思はれていないといふことでございまして、力点は、経済援助の額もさることながら、やはりそういう受益国の国々の人間の能力を開発していくための、いまでいうところの技術協力の面は、相当これから力点を置かなきゃならぬことだらうと思ひます。ところが、これもまた、先進国と比較いたしまして、一番見劣りのする部分でございまして。われわれもやっておりますけれども、規模において、内容において、まだとてもこれは経済大国の名に値しないものであることは、私も十分承知いたしておるわけでございまして、あくまでも受益国本位、受益国の立場に立つていろいろな形の援助をくふうしていくといふ親切な態度に終始していきたいと思ひます。

人口の問題は、確かに後進国が当面する最大の問題だと思ひわけでございまして、アジア諸国におきましても、この問題の究明を組織的にやらなければならぬといふので、エカフェを中心に委員会が設けられまして、日本におきましても、この間合議があつたわけでございまして、この問題にどうして接近していくかといふことについて、寄り寄り関係国とエカフェの場を通じまして、共同

の検討に入っておるわけでございます。事柄は、たいへんむずかしい事柄でございますけれども、回避できない問題でございますので、今後一そう精力的にやってみなければいけないと思ひます。こうすればいいという簡単な御答弁が、いまの段階ではできる性質のものではないと思ひますので、そういう方向で検討を始めて、これを精力的に進めてまいりたいと思ひます。

○加藤シヅエ君 たいだいまの太平外務大臣の御答弁の中でも、日本の援助についてとかくの批判があるというところをお考えになって、今後ひもつき援助はもうやめる決意であるというこのおことば、これは非常に大切だと思ひます。どうかこれはもう必ずそういう方向で御指導なさるようお願いいたします。

それからもう一つは、低開発国の問題、人口の増加の問題でございます。これは世界じゅう、先進国といえども、この問題に対しては、非常に今日は地球全体の人口が、どれだけ包容できるかというところ。これは物資の問題、そしてナチュラール・リソース、天然資源の開発の問題というようなことが、もう底をついておるのではないか、つき始めているのではないかと。それから今日の高度の文化生活によって廃棄物というものが、非常にその量を年々増していつて、その処分をどうしたらいいか、こういうような問題が、この人口の問題と密接に結びついておりますので、将来の地球全体が、われわれ人類がどうやって生き延びることができるとかという問題にまでこれを突き詰めて考えなければならぬ大きな、深刻な問題としてこれは考えていただきたいと思ひます。日本でもだんだんと御理解をこの節は高めておりまして、国連の人口活動基金も、年々外務省からこちらの方に予算をとっていただきて、これは、四十八年度の予算では二百五十万ドルとつていただいております。これはたいへんけっこうなことだと思ひますが、決して多過ぎるというわけではございません。これはどんなふうに使わ

れているか、私はその内容のこまかいことまでタッチしてありますので、これは非常に有効なお金として使われてまいりますので、今後ともこういうものはもつとふやす傾向で、来年は五百万ドルぐらいいただきたいという要求が出てくるということも、どうぞ御記憶願ひたいと思ひます。

それからこれは、ほかの国が非常に寛大にこのお金を出してくださるのでございます。それで日本でも、経済大国としての割合から言つて、やはりこれは相当たつぷりお出しになって、非常に有効に使われるお金であるということをお承知いただきたいのでございます。

私、いまそこに「世界と人口」という資料を皆さまに御配付——大臣には差し上げなかつたか——これは差し上げますから、どうぞごらんになつていただきたいのでございますが、アメリカなんかでも、ニクソン大統領が三年前に人口に関する教書というものを、非常に具体的なものを出しておりました。それから、人口増加とアメリカの将来に関する委員会というふうなものをロックフェラー三世——この方はもう戦争前のほんとうに初期から人口問題、家族計画に関心を持つていらした方で、この方が委員長になって、三回にわたる報告を出していらつしやいます。そしてそれは、一つの結論をそこで出して押しつけるものではなくて、黒人あるいは若い学生、あらゆる階層の人たちのあらゆる意見をそこに網羅して、そしてそれをみんなで検討していつて、それでよい結論を出すというふうなやり方で、押しつけがましいやり方ではないというところに非常に特典があるのじやないかと思ひます。

でございますけれども、特にこの問題になつております開発途上の国には、この問題についての指導ということが非常に大切でございます。これは大切でございますけれども、ややもすると、おまえの国はあまり子供を産み過ぎるぞというように聞こえるみたいで、ちよつと、そういうふうなことを言うのも感情を害するのではないかという

ように、非常にそこところに注意が必要なんでございます。で、私もそういう経験をたくさん国際会議でいたしておりますから、それはよくわかるのでございますけれども、今日の段階になりましては、そういうことは遠慮すべきことではななくて、これはお互い地球に生存する人類全体の問題として、遠慮なく考えていかなければならぬという観点から、強くこの問題は推進しなくちゃならないと思ひます。

特に、日本の立場というものは、これはたいへんいい立場をとつております。それは私がいまこゝで申し上げることは必要ないと思ひますけれども、日本が徳川時代から明治の初期まで三十三万とか三十五万とかいう人口で、少しもふえもせず減りもせずというふうな人口を持つておりました。それから非常に徐々にしか日本は人口をふやさないでたわけでございます。そして、日本が工業国として立国を始めたそのときの人口の成長率と、それから資本の蓄積力、こういうもののバランスというものが、いつも資本の蓄積のほうが人口の伸びよりも上回つていたということが、日本の経済的に非常に大きな点だということをお人口問題の学者の方々が説明していらつしやるわけでございます。これは全く理のあることでございまして、開発途上の国にはこういうことがまだあまり理解できていないかもしれせんけれども、日本も、そういうところを通じてまいりました時分にはいろいろ苦勞をいたしましたか、戦争前にはいぶん産めよふやせよの国策でやりまして、けれども、ああいう戦争をおぼけてひびいてきたとをいたしましたか、自分の失敗をも含めて指導するといふやり方が相手国に納得してもらえぬのじやないか。そんなことで、この国連人口活動基金とか、それから日本における人口問題、家族計画の技術指導というものを私は非常に重要視していただきたいと思ひます。

で、きょう、この予算のお説明のこれを見たいしましたら、なかなかそういうことについてよく考えていくので、これはたいへん心強く

いと思ひましたが、日本の場合、開発途上の国から家族計画に関する、あるいは人口問題に関する技術協力に面する場合には、海外から研修員というものが送られてくるわけでございます。その研修員というものは、これは非常に大事な役でございます。人口問題がどうか、家族計画がどうかと言つても、結局、その技術を指導する人が開発途上の国でどういうふうな働いてくださるかということによって初めてこれは成果を得ることでございます。もしそれがなければ、幾ら口の先で理論だけ言つてみても、これはどうにもならない問題でございます。

それで、いま日本でセミナーとかグループトレーニングとか、こういうことをやつていただいております。なかなか一流の先生方が熱心にやつていてくださいますから、その技術指導の面では満足を得ていると思ひます。私もそういうところに参加いたしますので、じかに、来られた方々とも会話をいたしまして、たいへん皆さんに喜ばれているというところを私は知つております。ところが、日本の研修員に対する待遇というものは——これは大臣、御存じでございますか。たいへんにみみっちい待遇をしているのでございますけれども、これは一体、どういう根拠でこういう待遇をなさるのか。研修員の方々は、普通に研修員としていらつしやる方たちというものは、それぞれ、送られてくる国の方では保健所の所長とか、あるいは大学に学んで博士号を取つていたりとか、そういうような教育程度、ある程度社会的地位を持つた方が送られてくるわけなんです。そういう方が勉強するのでなければほんとうに役に立ちませんので、来る方はそういうクラスでございまして。その方々の滞在費というものは、一日十一ドル、三千三百円でございます。で、それは国際セクターとかいう——どういふ名前でございますか、市谷にございます。そういうものにおもに宿泊をしていただくのでございますが、その宿泊所というものは、決してたいへんけっこうな宿泊所じゃございませんで、その宿泊料は一日一千百

円、食費が全部で一千円というようにございまして、外へ出るタクシー代にもこと欠くようなわけでございまして。私は、その宿泊所の部屋も見ましたし、それから食堂に行つて食事もしました。みましたが、それと朝二百五十円、昼三百五十円、夜四百円、同じメニューで、ほんとうに無味乾燥な食事を出されたものでは、一方で一生懸命勉強をしていただいても、休養の時間に、日本というのとは何と云ふか、待遇をしてくるのだからという気持ちで始終研修員の方々の心の中に起つてくるのではないかと。最後に、結論としてどうなるかというふうな話をしますと、結局、この待遇があまりにもつまらぬので、どうもこれが非常に不快であつたというふうな発言がたいへん多いというふうなことを聞いております。これは、ことばを少し慎んで申し上げたけれども、ほんとうに露骨に言えば、日本に対する反感にさへなつてゐる。そういうふうでもって國へ帰られたのでは、これは友だちをつくらないで、恨みを持った人をまた帰してしまふようなことになるので、これはたいへんまずいことだ。それがたいへんお金がかかることなら別ですが、けれども、わずかなことでこんなことは改善できるのでございまして……。

四十八年度は、研修員受け入れ事業の拡充費というふうなものをこへ出していらつしやいますけれども、その拡充費は人員だけ拡充していらつしやいますね。それで、これは、この滞在費のほうも拡充なすつたのでございましてどうか。どうでございまして。

○政府委員(御座清尚君) お答え申し上げます。

御指摘のように、研修員の待遇の問題は非常に大事な問題でございまして、片や研修員の人数をもつとふやうという問題も、これまた非常に緊急な問題でございまして、年によつて、あるときは人数のほうに重点を置いて予算の要求をするという必要もございまして、待遇の改善、人数の拡張ということの両方をねらうということもなかなかむづかしいものでございまして、今年も遺憾

ながら待遇の問題につきましてよりも、むしろ人数のほうに重点を置いて予算の拡張をはかつたというふうなことでございまして。ただ、確かに御指摘のように、一日の日当というのには非常に少なく、十一ドルということになっておりますけれども、それからまた、センターの宿泊施設も、まあ一流ホテル並みとはなかなかまいりませんけれども、極力そういうことで、メニュー等もなるべく変化をつけるように努力してやっております。諸外国の例と比べましても、それほど劣悪であるというふうなことは申せないと申します。

それから、ある程度身分の高い人が参ります場合には、一般の研修員の上に、高級研修員という制度がございまして、この人の場合は、そういう場合には、一般よりも相当高い日当を出せるというふうなことでございまして、また、国際センターに泊まり得ない場合には、それだけの必要に應じた経費を支出することもできるようになつておりまして、極力その待遇改善には、現在でも努力を続けておるといふことでございまして。

○加藤シツエ君 ただいまの局長の御答弁は、私にだけ聞かれます。それは、そういうふうな外務省の予算のつくり方というのとは根本的に反省していただきたいんです。ここでもって、今度研修員、いままでより二百六十五名ふやしたと、だからこういう事業をよくやっていると云うふうな言い方をこんな形でもって示そうとなさる、それは実がないといふことなんです。さらに、二百六十五名ふやけに研修員を呼んで、それだけけいの方の不愉快な思いをして帰られるといふことは、これは日本の外交として得になることですか、どうでございまして。

○政府委員(御座清尚君) まさに御指摘のとおりでございまして、予算の要求とそれから査定との関係で、いろいろワクなどをつけられますと、結局折衝をしている間に、どちらかをがまんするといふ必要に迫られるというふうな事情も御了承いただきたいと思います。確かにそれだけの人数の人間が不快な思いをして帰るといふことは、ブラ

スではないと思ひますので、今後ますます待遇改善には努力を続けていきたいと思ひます。

○加藤シツエ君 それでは、ここでもって、そういうふうな予算をここで、委員会でもう動かすことはできませんから、ここに予算委員の羽生先生もいらつしやいますから、予算委員のほうで大きいやつていただくようにお願いいたします。すけれども、いま外務省としてできることは、何かの予備費があるでしょう。それでも少し何とか、書籍購入費とか、研究費とか、何かの名目でもって、十一ドルはかないといふのに、そこに何とか上乗せができないものでしょうか。それは誠意の問題だと思ひます。これは国連の普通のレベル、水準がどうなつてゐるかというのを御承知でございまして、一日の滞在費、日当も含めて二十ドルから二十五ドル支給しております。日本は、外務省がいろいろ公務員の出張費というものをおきめになるときに、一五%増といふものをおきめになるときに、ニューヨーク、ワシントン、シカゴ、ジュネーブ、パリ、ロンドンとか、八都市をきめていらつしやう。東京というのには、その八都市の中に入つて、最も暮らしにくい都市でございまして、そこへ来るのに、十一ドルしか出さないで、人数だけふやしたらそれでいいというふうな、そういう誠意のない考え方、これは私どうしてもいただけないんです。何か予備費が何かつくといふことは、これ局長の裁量でできないものでございまして。

○政府委員(御座清尚君) 申しわけございませんが、私の裁量で予備費をつけるというふうなわけにはまいりませんが、滞在費十一ドルのほかに支給しますのは、たとえば滞在一カ月未満の場合の支度料として一万円……。

○加藤シツエ君 時間がございせんから、それはわかつておりますので、よろしゅうございませう。

○政府委員(御座清尚君) その他いろいろ支給されておるわけではございませう。

○加藤シツエ君 じゃ、大臣にちよつと最後に伺ひます。

そういうやり方というのは、一体よろしいんでございまして。何か大臣の指導の面で、これ以上、こういうふうな日本が不評を買ふような協力というものは、もうこの際やめて、翌日からもつと方法をおかえになるということはできないものでございまして。わづかのお金でございまして。国際水準にも達しないような待遇というものはよろしくないと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) まあ先進国、ドイツ、フランス、英国、アメリカ等々、同種のプロジェクトと比較いたしますと、まあ局長の言うとおり、一応日本の九万九千円という一カ月当たりの滞在費は、決して遜色はないわけではございませうけれども、しかし、御指摘のように、なぜ日本が住みにくいのか。この表だけで見ておつて、遜色のない金額を提供しておるからいいというわけのものでも、これは御指摘のとおり、私はないと思ひます。もう少しこの表の裏に隠れたいろいろな事実関係をもつと精査いたしまして、せつかく日本に來られた方々が、満足をもつてお帰りたいだけなれば何にもなりませんので、そういうふうなことをひとつ掘り下げてやつてみたいと思ひます。

きのうも、実はこういうお世話をしておる御婦人の方が一人お見えになりまして、切々と、いま加藤委員が御指摘になつたようなことを訴えられたわけなんです。それは滞在費そのものではなくて、日本の官庁その他のそういう方々に対する接待のやり方が親切味を欠いておる、どうも虫がおさまらぬといふケースをずっと指摘されて、注意を喚起されたわけではございまして、そういうこともあわせてひとつと、その方々がせつかく日本に來られて、それだけの成果が、実りがあつたという結果になるように、われわれもくふうをしていきたいと思ひます。

○加藤シヅエ君 終わります。

○羽生三七君 さきにベトナム、続いてラオスに停戦協定が成立したことは、まことに歓迎すべきことであります。

ところで、衆議院の予算委員会で、防衛力の限界とかあるいは安保問題、盛んに論議されたようでありますが、きょうは、私、時間の関係で、ほんのわずかな時間しかありませんので、十分な論議ができませんが、さきに日中の国交が回復でき、続いていま申し上げたようなベトナムに停戦ができ、これからアジアの新しい安全保障のあり方とはそもそもどのようなものなのか、こういうことに対する日本の選択の時期に入ると思っています。

ところで私は、きょうは、その安保の根本問題を論議する意思はありません。問題は、このアジアの安全保障を、日本を取り巻く安全保障をどのように確立すべきかという、そういう前提に立つて考えた場合、たとえば日中の平和条約の締結等が当面問題になってまいります。とりあえずは、航空協定その他の諸協定があるであらうと思いますが、根本的には、日中の友好平和条約というものが必要であらうと思えます。その場合に、政府としては、日中不可侵条約をあわせて考えるべきではないかと、つまりこれは日ソにも関係いたします。これはあとから申し上げますが、そういうつまり日本の安全、日中国交回復後、ベトナムと平和のアジアにおける安全保障という場合に、ただ防衛力を強化するという、あるいは安保は堅持するということ、そういうこと、あるいは安保は堅持するということ、それから、やはり日本を取り巻く周辺諸国との関係をどのように改善していくかという、この問題が私は非常に重要な問題になると思えます。これはまあASEAN諸国の動きもありまして、あるいはオーストラリア、ニュージーランド等の最近の動きもありますけれども、まあそれらのことはきょうは時間の関係上別にして、日中平和友好条約の場合にあわせて不可侵条約を取り結ぶべきではないかと考えますが、

その時期はとにかくとして、基本的にそういう問題を考えるようになっておるのかどうか、この点から伺いたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 安保条約を堅持するとか、あるいは自衛力を整備していくという前に、それよりも大事なことは、いま羽生委員が御指摘のとおり、各国との間の友好関係を増進していく、信頼を高めていく、そういう平和外交の営みのほうが大事だと考えております。日中の間に国交が正常化になったということは、アジアの安全保障の上からいまして非常にこれは大事なステップであったと考えております。で、私も、せっかくこういう対話のルートができたわけでごさいますので、さしあたっては、緊急を要する問題としては、実務協定の締結を急ぎたいと思っております。それで航空協定は、すでに先方からの案——こちらの案の提示に対しまして先方からの反論もございまして、今月末から具体的な折衝に入りたいと考えておまして、経済、漁業その他、民間協定でやっている部分をできるだけ早く政府間協定にもつていくということを、とりあえず急ぎたいと思っております。それから、言及された日中平和友好条約でございますが、この点は、すでに去年の九月に発出されました共同声明の中にも、御案内のように、いわゆる平和五原則の中身がうたわれておるわけでございまして、相互の不可侵ということがおそかに宣言されておるわけでございまして、これを、そういう政治的な声明の域を越えて、平和友好条約に具体化して盛り込むかどうか。これは確かに、御指摘のように、平和友好条約の一つの大きな交渉上の問題になるだろうと私は思っておりますが、すでに、少なくとも相互不可侵という原則はもう相互は誓い合ったというところは間違いないことでございまして、日中の間に不可侵の関係ができておるといふことは申し上げてもちつとも私は差しつかえないことであらうと思っております。で、平和友好条約について、それをさらに具体的なものにすることを、これは両国の間で友好

条約締結交渉の段階で話し合っていきたいと考えています。

○羽生三七君 共同声明の中にその種の精神が盛り込まれておることは、これは事実であります。ぜひそれを平和条約締結の際に何らかの形で盛り込むよう御努力をお願いしたいと思っております。続いて、これと関連することですが、じや、中国とだけそういう関係ができればいいかということになる、必ずしもそうではない。たとえば、ソ連についても、いまだ平和条約はできていない。これは言うまでもなく、領土問題があまりに深刻で、これは早急に片づくとはいえませんが、かなり時間がかかるでしょう。そうならば、かりに一方で、日中で平和条約の中に不可侵が盛り込まれたとして、ソ連はそのままだに不可侵が盛りに込まれないとなると、私が私自身の考えから言いました、まあ国際法上の問題でしようが、平和条約締結前でも、日ソの間に不可侵条約を結ぶことは、必ずしもこれを妨げるものではないと思えます。ですから領土問題がここの半年、一年の間に片づくとは思わない。したがって、平和条約は長引くかもしれません。片方の日中の間の平和条約は、実務協定が先行しますから、そうすぐというわけではないけれども、しかし、これはそんな予見することもできないほど遠い将来ではない。片方にできて片方にできないという問題は問題であらうと思えます。もし、日ソに平和条約ができない場合でも、日ソ不可侵条約をあわせて、日中とのバランスの意味でも、また、バランスということは語弊がありますが、日本の真の安全の意味でも、これを考えられてはどうかと思えます。このことは、何かきのう新聞を見ますと、財界の大きなものが、日本とアメリカ、日本とソ連、日本と中国——日・米・中・ソ等の集団安全保障条約を考えて、自分が大いにこれで働いてみたいなんて言っているのがどこかの新聞に出ておりました。これは一般的な常識だと思えます。私は、いまここで安保廃棄とか、そんなことは言いません。そうでなしに、それに先行する一つの

アジアの安全保障の条件を整える意味で、まず日中の平和条約の際にこれを取り結び、あわせてソ連においても同様なことを考えていく。これは実は、さきの福田外務大臣に、私この問題かなり詳しくやりまして、ときに、全く異議がないと福田さんは答えられておるわけですね。時期等は、これは別の問題ですが、原則的に全く賛成であると言っておられました。これは、ぜひそういう問題を考えていかないと、あとからベトナム問題に触れますけれども、この日本の安全保障とは一体、そもそもどのようなものなのか。安全保障の論議が実は安保論議になっておるわけですね。安保と安全保障とは不可分でありまして、もともと大局的な次元での安全保障というものを考えた場合に、いま申し上げたような問題は、私はこれは必要前提条件になる。そういうことを除外して、単に防衛力のみの限界だけを論議しておてもこれは始まらない。衆議院は衆議院で、防衛力をこれ以上ふやすなどという意味の、これは強い要望からああいうことになったのであります。私は、ここまではそれも大事であるが、日本の安全を守る新しい安全保障のあり方を、みずから選択して、実行に移すべき時期にきておるのではないかと、そう考えますので、日ソの問題についても、ひとつあわせて御見解を承りたい。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、私も日ソの間に平和条約を締結する、日中の間に平和友好条約を締結するということの態度を、すでにそういう立場をとっておるわけでございまして、そして、どちらが先でなければならぬなどとは考えておりません。できるものから早くできればそれでいいと考えておるわけでございまして。前外相が言われたとおり、私もこれにも異議はないわけでございます。一九五六年の日ソ共同宣言の中にも不可侵の原則がうたわれておるわけでございまして、これを平和条約の形でさらに固めていくというように対しまして、私も異議がないわけでございます。鋭意その方向で努力していきたいと思えます。仰せのように、大きなアジア

アの安全保障というものを考える場合におきましても、日ソ関係、日中関係というものは、やはり手がたく固めていくことが大事でございいますので、そういう方向で私どもも努力をしてまいりたいでございいます。

○羽生三七君 きょうは時間の関係上、この種の根本的な問題を十分論議しておきたいとありますが、せんで、ただ要望にとどめて、ぜひ積極的に、単なる、この委員会の進行上、ただことばのはずみでそういう答弁が出たということでないように、基本的なひとつ姿勢として十分堅持して進行していただくことをお願いをいたしておきます。

次に、ベトナム援助計画に関連する問題ですが、私は、このベトナムにかかわらず、ラオスその他カンボジアも停戦がされれば、平和が訪れればそういうことでしょうが、このアジア地域の各国に対する援助計画を立てる場合に一番必要なことは、ベトナム戦争に対してとった日本の態度の反省から出発することだと思ふんです。ベトナム戦争とは一体そもそも何であつたのか、アメリカはもろろんみずからきびしく問いたすべきでありますし、また、日本自身も深く反省すべき問題だと思ふんです。特にわが国とベトナム戦争との関連は、わが国に全く敵意もあるいは侵略的意図も持つておられないそのベトナムに対する史上類例のない残酷な爆撃が、あるいは攻撃が加えられた。飛行機の場合は、現在では、最近ではなかったですけれども、しかし、いずれにしても、そういう激しくかつ野蛮な攻撃が日本を基地として行なわれた、その戦略的な基地になつておつた。戦車の輸送も最近まであつた、こういうことを考えると、ある意味では、日本がこれに加担してきたと言われてもしかたがない。それを遂行せしめたものは一体何なのか。日本をしてそうせしめたものは一体何なのか。これは私はほかならぬ安保条約だと思ふんです。これは特に極東条項ですね。安保が戦争の抑止力と、こう言われま

に満ちたものであるかというところは、いまの一例でこれはおわかりになると思ふ。これは戦争への協力という事実がこれを明確に証明しておると思ふ。

ところで、大臣も御存じだと思ふますが、私は毎朝見て通つていゝのですが、自民党本部に「祝ベトナム停戦・つぎは復興開発に協力しよう」という横幕がかけておられます。けつこうなことですが、はたしてベトナム戦争に対する反省なり歴史の意義、特に日本にとつてベトナム戦争とはそもそも何であつたのか、そういう反省を十分した上で、さあ今度は経済協力だ、こういうのでありましようか。悪いことではありませんが、そういう反省なしにこのスローガンが掲げられておるとするならば、再び私は財界ベースの、いわゆる経済協力になつて、現にタイその他で起こつておるような反日気分というものを一そう激化する可能性が十分あると思ふんです。したがつて、これから日本がベトナムはじめ諸国に経済援助協力等をしていく場合に、ベトナム戦争とはそもそも何であつたのか、日本がこれに対してとつた態度は適正であつたのかどうかという基本的な反省なしに、ただドルが、外貨が余つておるから、それを減らすために少し協力してやろうというふうな、そういう安易な協力姿勢であつては私はいへんと思ふ。この基本的な問題に対してどういうふうにお考えになつておるのか、まずこの点をお伺いしたいと思ふ。

○国務大臣(大平正芳君) ベトナム戦争が日本にとつて何であつたかという課題は、たいへんむづかしい課題でございいます。仰せのように、安保条約との関連で間接的に関与せざるを得ない立場にあつたのでございまして、もし、ベトナムから完全な日本が清潔な立場を維持しようとするれば、安保条約の極東条項をはずさなければならぬと、安保条約の極東条項というものは、安保条約の二大柱の一つでございまして、安保条約という一つのまとまつた全体の半身を削り取らなければならぬという、重大な日本にとつては選択の問題になるわ

けでございまして、日本の政府は全一としての安保条約を守つてまいることが日本の利益であるという判断に立ちまして、その結果として、ベトナム戦争に間接的に、反射的に関与せざるを得ない立場にあつたわけではございいます。したがつて、この問題につきましても、日本の立場で考えますと、安保条約からむ問題として評価していかんけりやならぬ問題だと思ふんでございいます。けれども、日本政府は、たびたび申し上げておりますように、全体としてのベトナムの紛争のことではございまして、個々の軍事行動、たとえば北緯を支持するといふようなことは申し上げたつもりはな

いわけではございまして、たゞ早期解決を要請してまいつたわけではございまして、だからといって、われわれが安保条約との関連においてベトナム戦争との関連を持つたといふことが消されるわけじゃ決してないと思ふとおるわけではございまして、そういう立場にある日本として、この問題に対しては、お説のとおり対処していかんかと思ふんであります。

そこで、戦後の協力の問題でございましてけれども、したがつて、日本がいま経済的実力がふえてきたから大いに助けてやろうなんという援助の押し売りをする立場に私ははなないと思ふんであります。全ベトナム、もつといへば全インドチャイナ、インドシナ半島全体の国々から日本に対して御要請がある場合、それが戦後の置かれた困難な立場から十分理解できるものでございしますならば、われわれとして応分の協力をいたそうという姿勢で臨んでおるわけではございまして、出しやばつて、援助の押し売りをしようというふうな立場は、決してとつていないわけではございまして。

○羽生三七君 パンコにおける東南アジア大使会議に出席した法外務次官が、現地で、北ベトナム承認問題については、するかどうかの問題ではなく、いつやるかの問題だと、こう述べておるようですが、外務大臣も同様の見解と理解してよろうしゅうございいますか。

○国務大臣(大平正芳君) ベトナムの問題を考へる場合に、われわれが指針をいたしておるものは、この間、長い紛争、いろんな曲折のあつたあとでできたパリ協定というものを頭に置いてやらにやいかぬと思ふんでございまして。で、あの協定は、ベトナム人民の主権を尊重して、それから南ベトナムの人民の自決権を認めておるものでありまして、あのベトナムというのが一つの国とは言つていない。一方自決権を認められた南ベトナムの政権があつて、それから別に北ベトナム並びに解放政府があるという、たいへん複雑な仕組みになつておるわけではございまして、それがあつたままのベトナムの実体であらうと思ふんでござい

ます。したがつて、私もいたしましては、そういう一つの実体を持ったサイゴン政府があるわけではございまして、それと国交を結んでおるわけではございまして、そういう制約を持ったサイゴン政府であるといふことは、遺憾ながら認めざるを得ないと思ふんでございまして。したがつて、一方の北越に対しては、われわれは接触を持ちまして、何らの前提なく、いろんな問題を率直に話し合う機会を持ちたいと思つておるんでございまして。で、いまそういう接触を先方とつておるわけではございまして、遠からず私は返事がくるだらうと思ふんでございまして、そしていへばノンコミットなベースでいろんな問題を話し合つた上で、北越自体の意向というものも十分明らかにしなければならぬと思ふ。と同時に、自余の国々、国連の態度、それからいろいろ、われわれが考慮に入れないならぬいろんな問題があらうと思ふんでございまして、そういういろいろの材料を十分消化した上でこの取り組み方を考えようというわけではございまして、いつごろどうするといふ、まだ決心はついていないわけではございまして、とりあえず、そういう接触から始めてみようというのが正直なところ、いまの立場でございまして。

○羽生三七君 わが国がこの戦後処理の場合、これは南ベトナムに対する戦後処理の場合です、南ベトナム政府を全ベトナムを代表する政府として取り扱ってきたことはこれは御承知のとおりでありますが、しかし、現在のこの諸情勢、客観的な諸情勢は、これが消滅したものと私は理解をしております。つまり、南ベトナムが全ベトナムを代表する政府という、そういう、これは協定にも外交文書の中にもどこにもありません。ただそういう方針で取り扱ってきたと、私はこう理解しておるんでありますが、したがって、もうそういうことがいままの、今日の条件下では完全に消滅したものである、したがって、北ベトナムとの国交樹立に何らの支障は、これはないと思っております。したがって、日本としては北ベトナムと国交を樹立して、そして南北ベトナムにより関係が樹立されることを期待しながらベトナムに対処すべきではないだろうかと思ふ。南北ベトナムに対処する基本的な姿勢というものはそれでいいのではないかと。当面やはり北ベトナムとも、これは相手が認めなければやむを得ませんが、相手が歓迎するならば北ベトナムとの国交を樹立して、そして南北ベトナムのよい関係ができることを期待しつつ問題に対処していく、これが基本的な姿勢であるべきだと思ふんですが、その辺はどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) まず、先ほど申し上げましたように、北越との接触を持ちまして、前提なくいろんな意見の交換をしてみたいということ、は、既往において南ベトナム政府と日本が結びましたいろんな条約もございまして、いろんな関係というものが北とのかかわり合いを持つ上において一体障害になるのかならないのか、北ベトナムの意向はどうなのかということも、前掲抜きで、ざつとばらんに一べん話をしてみたいところから始めてみたいと考えておるんであります。それで、それに別段の支障がなく、北越のほうも前向きで対処するということでございますならば、

○国務大臣(大平正芳君) 正に申し上げると、相手の意向をまず確かめようということ、そしていままでの、既往の南ベトナムとの関係の評価がいろいろ行なわれるだろうと思ふのでございます。それを一応十分消化していかなければならないと思ふ。同時に各国、いまの北ベトナムを承認している国、南ベトナムを承認している国、ベトナム政府を承認している国、いろいろございまして、各国の北越に対する態度というふうなものも日本は十分参考になければならないと思ふ。それから、あなたの言われる北越の意向というものを十分承知すると同時に、各国の動向というふうなものも十分踏まえた上で考えさせてもらいたいと考えております。

○羽生三七君 この問題は、またいづれお見えて十分伺いたいと思ふ。ところで、インドシナ援助問題に關連して、先日、来日したワルトハイム国連事務総長に対して、田中総理が、インドシナ経済の人的援助が国連を窓口として一本化することが望ましい。それからもう一つは、日本はこのために国際会議開催の便宜を供与する用意がある、こう報道されたと伝えられておりますが、また同事務総長に対して、国連を中心とするインドシナ復興資金にとりあえず予備費から五千万ドル拠出する旨も事務総長に伝えたと、こう新聞には報道されておりますが、このとおりでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) それは正確でないわけでございます。ワルトハイム総長は、国連としてスタッフを設けて、インドシナについての援助、国際的な援助というものはどうすべきかという点

は研究しているということでございます。それでもし国連が、関係当事国ばかりではなく、関係国の理解を得て国連が乗り出す環境ができれば、国連というのは平和維持勢力としての一番グローバルなマシンナリーでございますから、そういう状況ができたならば、日本としても積極的に国連の援助計画に御協力を申し上げる用意はあるということでございます。金額を幾らにするというふうなことは、コミットいたしておりません。

○羽生三七君 北ベトナムは、二月二十六日からパリで開かれるインドシナ和平国際会議に国連事務総長が議長となることを拒否しておるようです。これからはもうかがえるように、北ベトナムは、元来インドシナ問題に国連が介入することを非常にきらい態度をとっております。援助の受け入れについても国連方式を望まないで、むしろ二国間方式を望んでおると思ふ。また、キッシンジャー補佐官のハノイ訪問後の共同声明にもありますが、アメリカと北ベトナムは、二国間の、アメリカ・北ベトナム合同経済委員会を設置して、北ベトナムの経済開発に当たると、こう言っておるわけですね。

政府は、今国会での田中総理の施政方針演説で、アジア・太平洋の国際会議を提唱し、かつまた、一方では、インドシナ援助は国際協力のワタ組みの中で行なう旨を再三表明しておられるわけですね。現在では、この両者がからみ合っているわけですね。国際会議とか、国際的な関係というのと、二国間の方式というものがからみ合っているわけですね。しかし、実際問題としては、この援助は北ベトナムの受け入れる方式でいくことが望ましいと思ふのか、北ベトナムのその態度から見ると、あるいは国連中心の援助、あるいは多数国間の援助、これがいいとお考えになるのか。なぜこれを私が伺いするかといいまして、北ベトナムは必ずしも国連方式、あるいは多数国の共同方式というものを、あまり歓迎しておられないような節が見受けられるので、その場合に、私はどちらがいいという判定はつきかねます、これは北ベトナム

自身の意向もあることでしょうから。この場合は、日本としては大体どういう方向を考えておられるのか、この点を承っておきたいんです。

○国務大臣(大平正芳君) 諸般の事情は、ワルトハイム総長もよく知っておりまして、非常に用心深い表現で、国連は、もちろん北ベトナムをはじめ当事国の十分の理解のもとでやらないと、これはできることではないんだと、非常にわれわれとしては、国連の当然の機能としてやらなきゃいかぬことについて、一応の用意はしておる。しかし、これが実を結ぶに至るかどうかという点は、当事国がこれを受け入れるかどうか、それから世界の祝福を受けるかどうかという点にかかっておるのであって、いまそういうことを検討しておる段階だということでございます。

で、田中総理の言われたのは、いま国連が、そういういろいろな手順を経て、国連が乗り出して実のある仕事ができるようになるというのであれば、国連を通じてわれわれは積極的に貢献していく用意はありますよということをお願いしたわけでございます。

で、私も日本の政府としては、要するにあそこの復興計画というのは、よく一国のなし得る仕事ではないわけでございます。世界の理解と祝福の上に立つてやらなきゃとでもできる仕事ではないわけでございますから、何らかの国際的な仕組みができて、そして日本はそれに応分の参加をするという姿が一番望ましいのではないかと考えております。しかしながら、これは基本的なワタ組みの問題でございますが、たとえば非常に差し迫った緊急援助をどうするかとか、それからいままでインドシナ半島でいろいろ日本が手がけた、この戦火のためにやんでおるプロジェクトもあつたり何かするようなことは、この二国間でそういうことにかかわりなくやって私はいいと考えております。

○羽生三七君 南ベトナム政府は、法国外務次官がサイゴンを訪問した際に、平和への移行とともに

にアメリカからの援助削減が予想されるというところで、米国のそれを肩がわりする日本の援助を要請したと報道されておるわけですが、ベトナム戦争の本質を考へるならば、私はアメリカが主たる責任を負うべきだと思う。日本がみずからの見識に基づき援助以上のアメリカの肩がわりの援助を引き受けるべきではない、私はそう思います。また、最近の報道を見ておると、アメリカの国内事情も、サイゴン政権への財政的援助が制約されるような状況が、特に上院外交委員会等で起こっていることは、周知のとおりであります。それを日本に肩がわりさせるという動きも、たとえば、いまのサイゴン政府が法外外務次官に要求したことも、そのあらわれの一つではないかと思うし、アメリカにもそういう動きが今後起こるのではないかと思う。この間、キッシンジャー大統領補佐官が東京へ来て、田中首相と大平外相と会われたときにも、そういう話が出たのか出ないのか知りませんが、私は、いづれにしてもアメリカの肩がわりをするような意味での責任を日本が負う必要はない。それは主たる責任はアメリカにある。日本は日本の見識に基づき必要な援助を与えるべきで、与えるというか、供与すべきで、協力すべきで、少なくとも、アメリカの国内事情に制約されたような意味での肩がわりの援助の義務はない。アメリカ自身がそれはやるべきことであるということを強く私は言うべきだと思う。また、そういうことをいまアメリカが言っているのかどうかそれは知りませんが、しかし、少なくとも諸般の事情はそういう傾向が十分あるので、私は日本は毅然たる態度をとってもらいたい。いかがでありますでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) いままで、アメリカから、インドネシア半島に対する援助について、自分のほうのやるべきことを日本に肩がわりしてくれというふうな要求は一切ございせん。法眼次官がサイゴンで話をしたときもそういう話はございせん。それからキッシンジャー補佐官と私どもの会談におきまして、一切そんな話はござい

ません。羽生委員がおっしゃるとおり、あくまで日本が自主的にやることでなければならぬわけでございます。ただ、アメリカの新聞を見ておりますと、日本がインドネシアの復興に援助の手を差し伸ばしてくれんことを歓迎するとういうような趣旨のことは、高官の談話として出ておるようございしますが、それ以上の日本に対してどうこうしてくれという注文は一切ございせん。私もそういうことを聞いて、もしかりに、今後アメリカがどう言うてくるのかわかりませんけれども、あくまで日本の自主的な判断でやってみるつもりでございます。

○羽生三七君 時間の関係でこれで終わります。

○渋谷邦彦君 まず一つは、先日米日いたしましたキッシンジャー氏との会見が行なわれたわけですが、大平さんは記者会見の際に、おそらく差しつかえない範囲での言明をされたのだからと私は思うのですけれども、やはりベトナム援助に対して日本がきわめて積極的な姿勢を示しているというところを通じて、まあ日本にやはり協力方の要請があったという趣旨のことを記憶しているのではありませんけれども、それ以外にどういことが話し合われたのか、まだ公表できる段階じゃないま

せんか。

○國務大臣(大平正芳君) いま、渋谷委員の言われた前段のベトナムの援助という話は一切ございせん。それからキッシンジャー氏との会談は、ハノイ訪問、北京訪問の経過並びに結果の話があったので、私も、それを拝聴したということが一つでございます。それからもう一つは、当然、日米経済関係の調整問題、これはキッシンジャー氏のアジア訪問と関係がないことではございまして、総理大臣から大統領に対して開放経済、拡大均衡の方向に世界経済を持つていくことの路線をくすすようなことがあつちや困るということと、日本に対する差別待遇というふうなことは新聞紙上で時々ちらほら見えておるけれども、それは困りますよという趣旨の伝達をキッシンジャー氏に依頼したということに尽きるわけござ

います。

で、キッシンジャー氏のハノイ、北京訪問につきましては、私は申し上げる自由を持つておりません。

○渋谷邦彦君 いま最後の締めくくりにのお話の中に、いま経過と結果については話をする自由を持っておりますと、こうおっしゃったんでございすね、間違ひございせんか。

まあ、実は、私もどしましては、経過はともかくとして、その結果がどうであつたのか。米国の本体が今後アジア地域に及ぼすような影響力を踏まえた上でのあり方というものを、どういふこれから方針でもって臨むのか、おそらく北京にもあるいは事務所設置というふうなことも伝えられているようでありまして、こうしたことからアメリカのアジアに対する考え方も相当急速に、しかも弾力的に変貌していくんではないかということが想像できるわけですね。実はそういうことについての結果が、どういふふうな話し合いの途中でなされたか実はお伺ひしたかつたわけでありまして。ただ、その後キッシンジャー氏との会見が終わつてからいろいろ取りざたされている話の中で、米軍が台湾から第七艦隊及びいゆる台湾に駐留している地上軍をできるだけ早い機会に引き揚げるという話であるとか、あるいは去る十八日ごろですか、米国の上院においてフルブライト委員長から指摘された韓国の問題、韓国についていろいろきびしい評価を最近しているようであります。で、韓国からも軍隊を引き揚げたいと、こういうような、あるいはその韓国に対する基本的な政策を変更すべき時期に迫られているというふうな判断を持つていられるやに伝えられておるわけでありまして。これも考へてみると、ベトナム戦争の終結、あるいはラオス、カンボジアの平和への足がかりという急速な進展とともに、そういうことが、われわれとしても、これはこのアジア地域の要員として十二分に常識的にも判断できる問題だと思ふんです。そうすると、事実上もうアメリカといったしましては、これ以上アジア地域にきつらわれ

ら

われながらとどまっている必要もなからうし、そうでなくても、いままでの米国の軍事費というものはたいへんな額にのぼるという国内的な問題もございすのでしようし、そうしたことを考へた場合に、今後日本が、よく肩がわりということばが使われておりますけれども、それが適当であるかどうかは別問題といたしまして、そういう一連の最近のベトナム戦争終結に伴つたアジア地域の情勢の急変にあたりまして、やはり日本の防衛力の強化というものがまたぞろ頭をもたげてくる可能性と危険性というものがあつたはしまいかというふうには、これは私どもの判断でございすから、どんなものであろうかと、国防会議議員の一員である大平さん自身もこうした問題については特に御検討されておると、こういううまいに思ひますけれども、その辺の、最近の趨勢から、あるいはキッシンジャー氏との――まあ細かい経過、結果についてはお話しできなくても、いろいろいふような内容というものを踏まえた上で、そういうことは将来においても起きないのか、起こるのかという問題、いかがでございしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) キッシンジャー補佐官との会談の内容を申し上げる自由を持つていないと先ほど申し上げましたが、もとより補佐官の報告で私どもが何らの示唆を受けなかつたというわけではございせん。私もそれはそういうことも十分念頭に置いて、日本のアジア政策を考へる場合の一つの材料として考へておかなきゃならぬと思つております。それ以上御報告する自由は持つておりませんが、ただ明らかなのは、ベトナムの紛争の解決を通じて、米軍が六十日以内に完全に撤退するということは明らかにしたわけでございます。で、そういうことで一体今後の、ポスト・ベトナムにおけるアジアの安全という問題の行くえはどうなつていくのだからかというところにつきましては、あなたと同様に私もいろいろ考へさせられておるわけでございます。これは申すまでもなくアジアの問題というのはいへん大きな問題であり、世界の中でも一番大きな問題だ

と思うのでございます。私もどなたかと思ひます。これはアジア人だけでなくて、米・中・ソその他各国の協力が得られないと、アジア問題というふうな問題について実のある成果を得るなどという事はできないと思ひます。したがって、非常に精力的に世界各国の意向というものを十分くみ取っていかねばならぬし、各国との間のいろいろな対話をしげく張りめぐらしていかねばならぬと基本的には考えておるわけでございまして、そういう中からアジアの安全が定着する方向に何をしたらいいか、何をしたら悪いのか、そういう分別をだんだんつけていかなければならぬと考えております。で、それでは日本の防衛力はどうするかという問題は、すでに答えが出ておるわけでございまして、四次防というものをきめて国会の御審議を願つておる以上に、また新しい日本防衛構想をもつて臨むというふうなことは、全然考えていないわけでございまして、その点は何らの計画もございせんから、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○波谷邦彦君 いまの御答弁の中にもありましたように、米軍は二カ月以内の撤退はすでに報道されておるとおりでございまして、まあしかし、それ以外のラオス、カンボジアあたりにもまだ米軍が駐留しているという実情があります。しかし、おしいおそくアジア地域からもう全軍の撤退ということが決して不可能な情勢ではなくなつてきたのではないだろうか。おそく北京を訪れたキッシンジャー氏にいたしましても、どういふ話し合いがなされたか、それはわれわれとして予測もできないことでありますけれども、しかし、これから米中関係の正常化ということを中心として考えた場合、当然そのベトナム問題を含めて先ほど申し上げたように、台湾からも撤退するであらうし、緊張緩和の一環として、また韓国からも引き揚げるという事は当然予想されるのではないかと。その点については、政府としては、どういふ御判断をお持ちなんでありましょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、ベトナムからアメリカが引くということでは確実になったということだけが明らかな事実でございまして、朝鮮半島、台湾という点につきましても、情勢が急に変わったというように私どもは理解しております。

○波谷邦彦君 日本がこういう環境の中に置かれていふことを考えた場合に、これから果たさねばならぬ役割りというものは非常にやはり重要だといふことは、大平さんもより十分御理解されていらつしやることだと思ひます。日本としても、いままでも、ベトナム戦争終結に対して、何らかの役割りも果たさなかつたという、そういう前後の事情を踏まえて思ひますときに、せめて、今後の恒久的なアジア地域の繁栄と平和ということをお願いするためには、やっぱり日本が何らかの形で積極的な助言をするなり、あるいは主張を通すなりという、その立場があつてもいいんじゃないか。そういう意味で、とりあえず、可能性のある問題としては、米軍のアジア地域からの全軍の撤退を要求するといふことも、これはやはり必要な条件の一つになつてくるんじゃないだろうか。もちろん日本の基地にまだ残留してあります駐留軍を含めて、こういうことであります。

○国務大臣(大平正芳君) それはたびたび政府からも申し上げておるとおりでございまして、戦後、アメリカがヨーロッパとかアジアに軍事的なプレゼンスをやつたといふことは、確かにこれは冷戦の産物であつたと思ひます。そうでないなんといふことを強弁するつもりはないわけでございまして。しかし、そういう関係の中から、ヨーロッパにおきましても、アジアにおきましても、いわゆる緊張緩和の芽が出てきたわけでございまして、私どもにとつて大事なことは、せっかく芽ばえかけた緊張緩和の状態をますます確実なものにしていく、できたらこれを定着させていくといふことが一番いま大事なことだと考えておるわけでございまして。そのために米軍のプレゼンスがじゃ

まになるか。あるいは、そのなるかならぬかという判断において、いま波谷さんの御意見とは違つてございまして、私は、ヨーロッパにおいて、そうであるように、アジアにおきましても、現状をできるだけ変えずに、手がたく守りながら、せっかく出かけた緊張緩和の芽を定着させていくようにやつてまいることが賢明ではないかというように判断して、安保条約もそのまま堅持していくほうがよろしいんだという判断に政府は立つておるわけでございまして、米軍の撤退を、全面的な撤退を求めるといふような意図は政府にはございせん。

○波谷邦彦君 この問題について、後日またあらためて申し上げたいと思ひます。

北ベトナムに対する戦後復興といふことが先ほども質疑の中にございまして、また、これから日本としていろいろふうをしながら窓口を設けつ、北ベトナムに対しては復興援助を惜しまないんだという、いままでもそういう御発言がございまして。われわれも、過去において、戦災とかそういう痛ましい経験を持っておりますだけに、これは何といつても、考えていたのではないつまでたつてもちがひがございません。具体的にいろいろこゝろからの折衝もされていふし、すでに三宅課長を派遣もされていふし、すでに一連の行動を通じて、政府としても、これからのし得る方法といふものをとお考えになるだらうと思ひますが、先ほど答への中に、受益国の立場といふものを十分尊重しながら、できるだけその要請に基づいた合理的なそういう援助の方法をしたいといふお話でございまして。それはごもっともだと思ひます。

が、ただ、われわれとして常識的に——これはもう常識で一切切り切れる問題ではもちろんございませぬが、やはり戦後復興といふものについては、一体どういふものが必要かといふことは、われわれ経験者の一員でありますので、こうこういふようなものについては早急に、金じやなくて、やはり実のあるそういう経済援助といふものを、あるいは復興援助といふものの手を差し伸

べる。そういう必要性、またそういうふうな用意があるというふうな点についての、日本政府としての外国に対する意思の伝達、あるいはまあ何らかの形でなされていふと思ひますが、多少は、要請があるなしにかかわらず——じや要請がなかったらやらないのか、まあ紋切り型になるかもしれないけれども、おそく政府としては、要請があるなしにかかわらず、せめても、そういう地域に対する先進国の役割りを果たそうといふ決意でもつてお進みになるのじやないだろうか。

多少具体的に、いま抱負として、どういふ形の援助を、これから大体どのくらいの期間——まあ期間といつても、これも一がいにきめるわけにいかないでしょうけれども、短期間の復興援助ではとて——しかも第二次大戦で使われた爆弾の三倍も使われてめちゃくちゃになつていふわけですから、われわれ現地を見ておるわけでも、もう想像をはるかに越えるような惨状であらうと私は思ひます。そういう地域の復興といふのは、相当努力も必要でしょうし、お金もかかるでしょうし、また時間もかかるだらう。いろんなことが考えられます。そうした米口、突破口を何とか日本として、せめていままでもなし得なかつたことに対する心づかいといふものは、そういう真心ある何らかの方法といふものを急速に進めていくわけにはいかないのだから、いけなないものだらうか。その具体的ないま考えていらつしやることを、再確認といふことになるかもしれせんけれども、お示し願ひたいもんだと、こう思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど羽生委員の御質問にも答へましたとおり、援助の押し売りをするつもりはないわけでございまして。先方から要請もないのに出づつていくといふような考えはないのです。おそく私は、先方から要請があると思ひます。でその場合、さしあつたての人的な緊急援助というふうなものが一応考えられるわけでございまして、その次の段階では、その国の、受益国の経済をとかくきょうさしあつたて維持していくといふ場合に、ほかの国がどのような力を

かすかという問題があるかと思ひます。それから第三は、さらに復興開発というような段階があるのじやなからうかと思ひます。これは、観念的に考へてそういう段階があるのじやないかと考へますけれども、現実の事態は、渋谷委員も御指摘のとおり、いま非常にこんとんとしておりまして、そういうカテゴリー別にきちんとして分けができておるような状態では決してないわけでございます。

それから、これに取り組む国際的な姿勢として、どういう仕組みが考えられるのかという点について、模索の段階を出ないわけでございます。だから、そういうことは、いまからの事態の進展に応じて日本も考へていかねばならぬことと考へますけれども、さしあたっての問題といたしまして、そういういろいろな国際的な仕組みができて、またもろろが立つというようなことを待つておつたのでは、受益国としてもそれでは何にも手がつかぬ。こわれた橋は直さなにかぬ、こわれた住宅は屋根をつくらなにかぬとか、現在全然動いてない工場はともかく動かさなきやいかぬ。道路はこわれておるから、除隊をされた方々のその日の労賃を確保するためにも、あわせてその道路を直さなにかぬとか、いろいろな問題がばくばくは出てくると思ひます。そういう問題につきましては、現地の大使を通じて、現地政府からそれでお話があると思ひますので、そういうことを予想いたしまして、四十八年度予算にはとりあえず十億円緊急援助費を組んでございませう。しかし、その際、財政当局との話し合いでは、これは一応の腰だめであつて、将来もつと要るかもしれない。国際的な大きなプログラムをもつと進行するようになったらまた別だけれども、この人道的な緊急援助のカテゴリーの中でも、これで済まされるような事態ではないかもしれぬから、その際にはそれぞれの財政的措置をこのほかに考へてくれ。それは財政当局も了解をいたしておるわけでございますから、そういうような点は、いろいろ大きな仕組みが考えられる前に

も、二国間のペースでそれぞれ考へていけばいいことだと思ひます。現地の大使もそういう感覚で仕事にはかかつておると私は思ひます。

○渋谷邦彦君 願わくは、先ほどのお話にもありましたように、それが将来ともひもつき援助でないように、あるいはまた、タイあたりで見られるような日本商品のボーコット、これも一連の日本に対する不信感というものから起こつてきた一つの現象でございますので、やっぱり日本の信用というものをアジア地域において回復するということは、非常に重要な意義があると思ひます。したがって、いま申し上げたように、できるだけ早い機会に何らかの方法を通じてこのベトナムに対する復興援助、そういう手を差し伸べるといふことは当然必要なことであらう。この点についても、重々に綿密な計画をもつて強力に推進をしてもらいたい。大平さん御自身も、いままでのいろいろな機会を通じての御答弁、たいへん積極的な姿勢を持っておられるので、どうかそれを最後まで貫いてほしい、こう思ひます。

これに関連いたしまして、申すまでもないことなんです。特に南、後進地域の国に対して日本が手を伸べなければならぬ国というものは、やっぱり非常に多いと思ひます。少なくとも私がいま頭の中にある国柄を見まして、インドにも、スリ・ランカにいたしまして、たいへんな窮状でございます。あるいは内乱という、そういうような突発的な国内情勢の急変というものにも常に不安感を持たなければならぬ。かてて加えて、生活程度というものはきわめて低い。おそろくインドネシアやあるいはあの周辺の地域にも、これは共通した問題がございます。また、広く目を広げてみれば、中南米あたりについても同じようなことが言えるかもしれません。いままで日本が非常に信用を失墜した経済援助のあり方というのについて、たいへんきびしく指摘もされてきた経過もありますので、やはり当然いろいろ洗い直していらつしやるだらう、こう思ひます。

その洗い直された結論をもつて、今後特に後進地域に対する経済援助のあり方というものを明確にされていかれるだらうと私は思ひます。いままでは、金さえというふうな、非常に極端な言い方かもしれませんが、金さえあれば何とかなるのじやないかというふうなことから、いろいろな誤解が生まれてきたり、また経済侵略が行なわれ、あげくのはては、またまた軍事侵略というふうなものがあり得るのじやないかというふうな不安感さえ——こういうことは今後絶対、どんな状況の変化があつても、少なくとも東南アジアの地域の人たちに与えてはならぬ。具体的にいま一番望んでゐることは——われわれはわれわれの立場で調査もしました。やっぱり一番実りのあるといわれているのが、具体的なものでもつて差し上げるのがその国にとって一番喜ばれる援助のあり方ではないか。たとえば病院であるとか学校であるとか——それをもつておられますと言われればそれまでもかまいませんけれども、実際はもうとにかく微々たるものでありまして、民間の協力を仰がなければできないというふうなことではななくて、いままでもしばしば、GNPの百分之十は後進地域に対してそういう援助の手を差し伸べていくんだという、そういう基本的な姿勢があつたわけでありまして、もつともつと突りのある援助を通して、新しい世代のアジア地域の繁栄というものが考へられないものかというところを、最近非常に疑問に思つて考へてゐる場合があるのですけれども、いままでもいろいろな角度から指摘をされてきてゐる点については、政府としても十分それをみ込んでいらつしやると思ひます。で、今後、いまベトナムの問題を中心に申し上げましたけれども、特に東南アジア地域の後進国に対する援助のあり方というものを積極的に進めなければならぬという、そういう点から、どんなふうな方法をこれから具体的な行動の中に展開されていくおつもりなのか、これをこの機会に、締めくくりにして一ぺんきちんとお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど加藤委員の御質疑にもお答えしたのでございますが、全体として経済援助の総額そのものにつきましては、相当の前進をみたわけでございます。別に恥かしい金額ではない。しかし、質的内容に至ると、政府援助という、非常にソフトな贈与を主体とした政府援助がいかに不足していること、それから条件がどう見てもまだハードであるというふうなことでございますので、そういう質的改善という点にまず力点を置いていきたいと思ひます。

それから基本的な精神は、申すまでもなく、先ほどもお答え申し上げたとおり、受益国側の立場に立つというのを主体にして考へなければならなりません。したがって、援助はあくまでもアンタイでいきたい。資金を供与してどこからでも買ひつけられるという姿勢において、受益国の選択にまかせるというおろかな態度でいかなければならぬと考へております。しかし、この日本の援助の、もう大半どころでない、ほとんど全部が東南アジア地域に集中しておるわけでございます。アフリカ、中近東、東欧、西アジア、それからラテンアメリカ、そういった点は東南アジアに比べては相当手薄なものでございまして、最近ずいぶんそういう地域からも御要望があるわけでございます。東欧あたりが一体後進国なのかどうかというところは、一つの問題でございます。東南アジアだけに片寄つておるというところでなくて、量がふえていくに従ひまして、やっぱりグローバルに援助していくという姿勢でいきたいものだと思ひます。しかし、あくまでもそういう国々が自主的な計画に基づいて経済の自立を達成していくというところ、しかも、それは既存の政権の維持というふうなことではなくて、ほんとうの意味で民衆の利益になるようなものであつて、それに対して日本が御援助できるといふ仕組みに持つていきたいものだと思ひます。そのためには、先ほど申しましたように、日本の財政計画自体の中にこれをひとつ、一つの

いすを与えていただかないと、なかなか思いはあつても実効があらぬというようになりなすので、そういう方面の打開もいまからわれわれの仕事になつてきたとしみじみ感じてもらひでございませう。個々の国々の事情につきましては、それぞれの事情もございまして、一々御説明申し上げる煩を省きたいと思ひますけれども、大まかな感じとしては、そういうことでひとつきたいし、また、それができる日本になつたというように私は考えております。

○波谷邦彦君 最後に一点だけ。

これは全然問題が違ふんですが、確認でございますので、イエスかノーでけっこうでございます。

一つは、東京とビョンヤンの間に直通電話の開設がもうすでに進められているというふうなわれわれ何つておりますが、事実かどうか。それからことしの秋に北朝鮮との間に貿易のための貿易書き事務所を双方に設定する用意が進められているというふうな聞いておりますが、そういうことはいかがですか。この二点だけ、イエスかノーでけっこうでございます。

○國務大臣(大平正芳君) 前段のほうは、国際電電会社ですか、民間のほうと、北鮮との間でそういう話が行なわれていることは事実でございます。後段のほうは、いまそういうことは考えておりません。

○星野力君 私もベトナムをはじめとするインドシナ諸国への援助方針についてお聞きしたいんです。

先ほど御説明のありました四十八年度外務省予算の中に、インドシナ難民救済十億円が計上されておりますが、先ほどの大臣のお話ですと、これがさしたあつてのいわゆる緊急援助であり、その後二、三段のいわゆる復興援助を考えておられるというふうにお聞きしたんですが、そのとおりであるかどうかということが一点でございます。

それから内外の新聞に、日本政府は二十億ドル

の国際的なインドシナ復興基金を設けて半額を日本が分担するというような構想を持っておられることが報道されておりますし、また、沢木ニューヨーク総領事がニューヨークの新聞記者に、日本は、インドシナ復興援助で、昨年、ニクソンが示唆した五年間七十五億ドルを上回る支出をするであろうというふうなことを言明したという新聞報道もございませうが、これはどうなのか。とりあえず、その二点をお聞きしたいんです。

○國務大臣(大平正芳君) 第一点のことは、先ほど御説明申し上げましたとおり、人道的な緊急援助というものは、国際的な計画がきまり、あるいは国際的な機関がでけるとか何とかいうことにかかわりなく、援助の要請がございませうならば、二国間ベースでとりあえずやる場合もあるだろうというのを想定いたしましたして、予算に計上いたしましたのでございませう。したがって、ベトナム援助という全体から考えますと、別途、大きな計画が国際的にできまさらば、それに応分の協力をする立場に日本はあると思ひますから、御質問の第一点につきましては、外務省予算、大蔵省予算等に計上してございませうものは、とりあえずのものであるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから第二点の二十億ドル計画とか七十五億ドルをこえるものなんというものは、全然私もは関知してないわけでございます。

○星野力君 大臣が関知しておられないことを外国におる日本政府の代表が、わざわざ新聞記者を呼んで話をしておられるというの、これも不穏な話だろうと思つておられますが、大臣おそろく逃げておられるんじゃないかと思ひます。まあ、それはそれとしまして、ベトナム援助とかインドシナ復興援助とかいうことがいろいろ言われておりますが、それらの援助がどこへ向かつてなされるのかというところが問題だらうと思ひます。大臣自身、昨年十二月サイゴンを訪問されてグエン・パン・チューと会談されておる。ここでも経済援助についていろいろ約束ができたということも新聞には

出ておりますし、また、最近では法眼次官がチャン・パン・ラム・サイゴン外相などと会談されておる。ここでも、日本はこれまでどおりの援助をサイゴン政府に対して続けるというのを約束したということが報道されております。おそろく事実だらうと思ひます。サイゴンを日本の外務大臣、高官が訪問すれば、先方としては援助を要請する以外話はないんだらうと思ひますが、サイゴンに対してどのような援助をお考えになつておられるか。簡単によろしゅうございませうからお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 従来、南ベトナムに対しては若干の経済援助をいたしてきまして、それからそれが戦火のために中断されておるものもございませう。したがって、こういった従来からすでに着手しておるものなどにつきましては、引き続き考えていっていいと思つております。しかし、全体の復興、開発援助という大きなことにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりの、相当の国際的な規模でやらないといけないわけでございます。日本は、それらができた場合は応分の協力をしなければならぬという姿勢でおるわけでございます。

それから私のサイゴン訪問によつて援助の約束をしたと、将来の援助についてコミットをしたというふうなことはございませう。

○星野力君 具体的にお聞きしたいんですが、ここに計上されております難民救済援助ですか、十億円、これをどこへ向かつて使われるのか。一体難民というものはどういふものを考えておられるのかをお聞きしたいんです。

○政府委員(吉田健三君) ただいま御質問の十億円は、来年度予算におきまして、インドシナ地域特別援助費という形で出ておるわけでございますが、これは、インドシナ半島全地域の住民を対象にしたものでありまして、そこらの戦乱によつて災害を受けておる住民たちに対する緊急の人道的な援助と総括的に考えておる、こういうことでございます。

○星野力君 このベトナム、南でも北でも、ラオスでも、カンボジアでも、おびただしい戦争による被害者、犠牲者というものは出ております。しかし、政府が必要な救済対策を講ずれば、いわゆる難民にはならないわけでありませう。地震など天災による難民とはこれは違ふんであつて、いわば政治的な難民といつていいかと思ひます。だからベトナム民主共和国にはそういう難民はいないだらうと思ひますし、南ベトナムやラオス、カンボジアの解放区にもこれはおらないんじゃないかと思ひます。そうしますと、難民救済というのは、南ベトナム、ラオス、カンボジア—親米政権の支配地域、そこに対して行なわれると、こういうふうになると思ひますが、要するに、必要な対策を怠つておる政権への援助ということになるかと思ひます。

で、時間がございませうから、まとめてお聞きしますが、難民はどうして生まれたか。これは、戦火を避けて都市などに逃げ込んだ難民というのは、これもあらうと思ひますが、その一方で、アメリカや親米政権の平定計画、あれによつて故郷から追い立てられて、平定村に收容されて難民化しておる人たちが、この数がおびただしいんじゃないかと思ひますが、それらの人は、和平協定も成立して戦火もおさまらつた状態の中で、故郷へ帰つたが、それに対して帰さない。政策として親米政権はそういうことをやっておる。その手助けをするようなことをやるべきではないと思ひます。サイゴンならサイゴンの政権がやればよいことではあります。政府予算の八〇%も軍事費に使つておるこんな軍事独裁政権を助ける、手助けをするようなことは、やるべきではないと思ひます。人道的とか緊急とかいう、こういうことをおっしゃつておられますけれども、本来これはそれぞれの政府のやるべきこと、それをサポートする政府に対して手助けをやるようなことは、何も急いでやる必要はないと思ひます。いかがですか。

○政府委員(吉田健三君) それぞれの地域における政権の、政治の状態という問題の以前の問題でございまして、たとえば国際赤十字その他から切々たるアピールが来ているわけでございまして。やはり動乱地帯であり、いろいろな要素がからまって、現にその地域における住民が非常に苦しんでおられる。医療品、食料品、住宅、そういった問題に対して、緊急に食料、医療品、あるいはトタン板等を送って、人道問題としてこれを解決していくということが当面の問題でございまして、まあ全体の難民の救済も正確にはわがらないでございまして、現実にああいう戦火の中で気の毒な人が発生しておるといふ事実を目をおおうことはできない。それに対する手を差し伸べる、こういう考え方でございまして。

○星野力君 パリ協定によりまして、このインドシナの平和への戸口が開かれたわけであります。その道を、ベトナム、インドシナの真の平和、永続する平和へ通ずるようには日本政府は協力すべきであります。この真の平和のためには、当事者間の話し合いによって、協定が厳正に完全に実施されるようにならざるを得ないわけで、そういう情勢の中で一方を援助すること、これをへたにやりますと、民族の統一や和解を妨げる、協定の実施を妨害することに通ずるだらうと思ひます。

まあ緊急援助十億円、こう申しますが、実際言うとはこれは大した額じゃないですね。ノルウェーのような小さな国でもいち早く二百四十万ドル——十億円は三百万ドルくらいでございまして、二百四、五十万ドル、ノルウェーも供与を申し出ております。十億円は経済大国としては恥づかしいくらいのものであり、実際の物的効果というものはそれほど期待できない、いわば政治的な効果をねらっているんだと、こう見られてもいたし方ないような金額だと思ひますが、この程度のことではサイゴン政権がやればよい。それぞれの親米政権がやればよい。難民といひますけれども、故郷に帰りたいがっている者を帰せばいいのであります。こういうような援助は、ことに平和協定

の締結後、直接的な内政干渉になるおそれも非常にあると思ひます。民族の統一や和解を妨げる結果になる。だからやるべきではない、急いでやるべきじゃないと申し上げたいのであります。先ほどのいろいろのお話もありましたけれど、アメリカの役割りの部分的な肩がわり、アメリカの手助けをやるような援助であつてはいけないし、それから二段、三段と復興援助を考へておられるようでありまされども、日本の商品と資本のための呼び水の役割りの援助であつてはならないことは言うまでもないんであります。民族自決を尊重して、ほんとうにこの民族の統一、和解を妨げないよう援助の問題も考へていっていただきたいと思ひんであります。そうでしょう、日本政府というのはベトナム、インドシナに対してこれまで何をやってきたでしょうか。あの仏印進駐では、侵略ですね、略奪をやつた。人命と財産に大きな損害を与えた。そして今度、アメリカの侵略戦争に対する協力でございまして、ベトナムと平和に、何の手助けもしなかつた。先ほど大臣、個々の、たとえば北爆を支持したようなことはないと、こうおっしゃいましたけれども、一九六五年二月ですか、あの北爆が本格化したときに、当時の佐藤首相は、報復爆撃はやむを得ないものと考えたと、このことを、ことばでこれを支持される態度を表明されました。大平大臣自身、十二月十八日から二十九日まで続いたあの戦史空前の大規模な残虐な北爆に対して、あたかも平和を前進させるための手段である、前進的な意味を持つておるといふことを使つてあれを肯定されておる。言いかえますと、ベトナム、インドシナに対して、日本の政府というのは、これまで何一ついいことをやつたことはないですよ。悪いことばかりやつてきた。その反省に立つて今後の外交もやつていただかなければならぬし、また、援助の問題も考へていただかなければいけないと思ひんであります。いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほどから申上げておられますように、ベトナム戦争に対するか

かわり合いができた、そういう立場に置かれておったという日本の立場を申し上げたわけでございまして。これは随分することができない事実でございまして。しかし、私どもはベトナムに和平が早く到来いたしまして、その和平が定着するということをはたさず祈念してまいつたのでございまして、それが今度あつたお姿においてパリ協定ができたことが歓迎しております。したがつて、いま御指摘のように、いまからベトナム政策を考へる場合、あのパリ協定の取りきめが順守されて、インドシナ半島に和平が定着していくような方向になるように日本政府は考へなければいかぬと思ひうのであります。それをばばむ、あるいはそれと考へます、そういうことは考へてはならないと思ひうわけでございまして。

それから第二点は、現地の政府の責任であることは申すまでもなくそのとおりでございまして。私どもも現地政府がそういうことをやることにつきまして、御要請がある場合に、それが人道的な緊急の援助であるということをやむを得ない措置であるという限りにおきましては、応分の協力を申し上げるということを考へておるわけでございまして。しかし、援助を決して押し売りするつもりはないわけでございまして、あくまでも受益国側の、当事国側の御意向を十分念入いたしまして、その御意向に沿つたように考へてまいることが当然と思ひうております。

○星野力君 パリ協定以後、ベトナム民主共和国を承認する国が、外交関係を樹立する国がふえております。カナダ、バングラデシュ、スイス、ニュージーランドその他あつたように思ひます。日本政府はどういうふうな考へておられるのか。先ほど、ベトナム民主共和国の意向をまず確かめてからというお話もございました。そのための接触も考へておられるのか。考へておられるんだと思ひますが、たとえば三宅課長という名前も出ておりますが、三宅課長はいつベトナム民主共和国を訪問されるのか、今度はどういう資格で訪問されるのか、その辺のことをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど羽生議員の御質問に答えて、とりあえずは北越側と接触をまず持ちたいと、そのための下打ち合わせをやつておるわけでございまして、どういつ時期にどこで先方との接触ができるか、それは先方の返事がこないとかわからないわけでございまして、私どもとしては遠からず先方の返事がいただけるものと期待しておるわけであります。

それから、三宅君のごときでございまして、これはすでにハノイに外務省の係官として訪問をした経緯を持つておるわけでございまして、外務省の所屬の者としての立場で先方と接触をさせたいと考へております。

○星野力君 ベトナム民主共和国との外交関係の樹立ということは早くやるべきことだと思ひます。そのことは私どもも要望する次第ですが、これまでのベトナム人民に対する日本政府の態度に対する反省、これがしつかりやらねばならぬ。いし、その点からも現在なお統制しておられる反共政権への傾斜といひますか、一辺倒の行き方、これを根本から考え直さなければならぬと思ひます。そうでなければベトナム民主共和国との外交関係の樹立それ自身もむづかしからうし、真に実りあるベトナム民族と日本との関係といふものが将来打ち立てられる保障もあるまいと思ひうのであります。大切なことは、ベトナムをはじめインドシナ諸国の人民の民族自決の原則を尊重して、パリ協定の実施を妨害しない、それが厳正、早急に実施されるように協力していくこと。断じて民族の統一や和解を妨害しない立場で外交を進められなければならないことだと思ひます。北と南の二つの国家があるいは南北の共存が固定されるようなそういう状態を日本政府は願望しておられるようなことが、大臣やその他の外務省高官の談話なんかにも新聞報道で見られる限り出るのであります。そうではなしに、ほんとうにパリ協定が原則的に最も大事な原則として取りきめてい

ところの民族の統一、和解、これを決して妨害するようなことはやらない、そういう立場で外交は進めなければいけないと思うのでありますが、その点を最後にお聞きして、時間も乏しいからまた次に続けてやりたいと思いますので、お願いいたします。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございます。パリ協定というものをあくまで尊重して、その実施を確かなものにしていく方向で日本の外交を進めてまいりたいと考えております。その道からはずれないよう心がけてまいる所存であります。

北ベトナムとの接触におきましては、先ほどお答え申し上げましたように、先方にもいろいろ御意向があると思うわけでございます。いま御指摘のような点は、いろいろ先方からの御意向をまず聞きまして、それで十分こなれた理解の上に立つて、パリ協定が実のある成果を得られる方向で、私もこれはこれからの対処する方針を固めてまいるつもりでございます。

○委員長(平島敏夫君) 本調査に対する質疑は、本日は、この程度とし、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「配偶者手当」の下に「子女教育手当」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 子女教育手当は、在外職員の子六歳以上十八歳未満の子で主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 子女教育手当の月額、年少子女一人につき一万二千円とする。

(子女教育手当の支給期間)

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合に於ては、年少子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。)にあつては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合に於ては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項ただし書に期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

別表第一の一 大使館の表アジアの項中「在セイロン日本国大使館」を「在スリ・ランカ日本国大使館」に、「セイロン」を「スリ・ランカ」に、「在中華民国日本国大使館」を「在中華人民共和国日本国大使館」に、「在中華人民共和国日本国大使館」を「在中華人民共和国日本国大使館」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在台北日本国総領事館」を「在台北日本国総領事館」に、「在高雄日本国総領事館」を「在高雄日本国総領事館」に改める。

別表第二の一 大使館の表アジアの項中「在サン・フランシスコ」を「在サン・フランシスコ」に改める。

別表第二の二 総領事館の表アジアの項中「在台北」を「在台北」に改める。

別表第三の一 大使館の表アジアの項中「在サンフランシスコ」を「在サンフランシスコ」に改める。

別表第三の二 大使館の表アジアの項中「在サンフランシスコ」を「在サンフランシスコ」に改める。

別表第三の三 大使館の表アジアの項中「在サンフランシスコ」を「在サンフランシスコ」に改める。

別表第三の四 大使館の表アジアの項中「在サンフランシスコ」を「在サンフランシスコ」に改める。

別表第三の五 大使館の表アジアの項中「在サンフランシスコ」を「在サンフランシスコ」に改める。

145,000	115,500	92,500	74,000	シソガボール	168,000	139,000	114,000	240,500	199,000	163,500	136,000	108,000	88,000	69,500	ベルギー	1
95,500	75,500	62,000	49,500	セイロン	145,000	119,000	99,000	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	ベルギー	1
82,000	65,000	52,500	42,000	シソガボール	200,500	165,000	137,500	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000	ベルギー	1
114,000	91,000	72,500	59,000	スリ・ランカ	176,000	145,000	120,500	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	ベルギー	1
100,500	80,500	65,000	51,000	大韓民国	128,000	106,500	88,000	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	大韓民国	1
72,500	59,000	46,500	37,000	中華民国	112,500	92,500	77,000	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	中華民国	1
63,500	51,000	42,000	32,500	中華人民共和国	176,000	145,000	120,500	75,500	60,500	47,500	34,500	21,500	8,500	1,500	中華人民共和国	1
100,500	80,500	65,000	51,000	中華人民共和国	208,000	172,500	142,000	88,000	69,500	51,000	37,500	24,500	11,500	2,500	中華人民共和国	1
117,500	94,000	75,500	60,500	インドネシア	145,000	119,000	99,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	インドネシア	1
82,000	65,000	52,500	42,000	インドネシア	168,000	139,000	114,000	159,000	131,000	105,000	83,500	68,000	54,000	44,000	インドネシア	1
95,500	75,500	62,000	49,500	ラオス	112,500	92,500	77,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ラオス	1
63,500	51,000	42,000	32,500	ラオス	145,000	119,000	99,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ラオス	1
82,000	65,000	52,500	42,000	ミャンマー	112,500	92,500	77,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
6,000	112,500	92,500	77,000	ミャンマー	49,500	40,500	31,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
00	145,000	120,500	100,500	ミャンマー	51,000	40,500	31,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
00	132,500	109,500	91,000	ミャンマー	46,500	37,000	28,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
0	145,000	120,500	100,500	ミャンマー	51,000	40,500	31,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
0	119,000	99,000	82,000	ミャンマー	52,500	42,000	32,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
145,000	120,500	100,500	80,500	ミャンマー	51,000	40,500	31,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
0	106,500	86,000	72,500	ミャンマー	59,000	46,500	37,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
132,500	109,500	91,000	72,500	ミャンマー	46,500	37,000	28,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
0	126,500	103,500	86,500	ミャンマー	69,500	55,500	45,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
152,500	125,000	105,000	83,500	ミャンマー	68,000	54,000	44,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
168,000	139,000	114,000	95,500	ミャンマー	75,500	62,000	49,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
168,000	139,000	114,000	95,500	ミャンマー	75,500	62,000	49,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
192,500	159,000	131,000	109,500	ミャンマー	69,500	55,500	45,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
192,500	159,000	131,000	109,500	ミャンマー	69,500	55,500	45,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
136,000	112,500	92,500	77,000	ミャンマー	62,000	49,500	40,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
152,500	126,500	103,500	86,500	ミャンマー	69,500	55,500	45,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
136,000	112,500	92,500	77,000	ミャンマー	62,000	49,500	40,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
183,500	152,500	125,000	105,000	ミャンマー	83,500	68,000	54,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
97,500	80,500	66,500	55,500	ミャンマー	43,500	35,000	28,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
136,000	112,500	92,500	77,000	ミャンマー	62,000	49,500	40,500	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1
223,500	185,000	152,500	126,500	ミャンマー	102,000	82,000	65,000	132,500	109,500	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	ミャンマー	1

「ナホトカ	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	152,500	125,000	105,000	83,500	68,000	54,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	152,500	126,500	102,000	82,000	65,000	51,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	136,000	108,000	88,000	69,500	55,500	45,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	「ハンブルグ
「ナホトカ	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000	32,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000	32,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	91,000	72,500	59,000	46,500	37,000	27,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	86,500	69,500	55,500	45,000	35,000	25,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	51,000	42,000	32,500	22,500	12,500	2,500	「ハンブルグ
「ナホトカ	51,000	42,000	32,500	22,500	12,500	2,500	「ハンブルグ
「ナホトカ	52,500	42,000	32,500	22,500	12,500	2,500	「ハンブルグ
「ナホトカ	46,500	37,000	27,000	17,000	7,000	2,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	7,000	62,000	49,500	40,500	31,500	22,500	「ハンブルグ
「ナホトカ	59,000	46,500	37,000	27,000	17,000	7,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	126,500	102,000	82,000	65,000	51,000	41,000	「ハンブルグ
「ナホトカ	136,000	108,000	88,000	69,500	55,500	45,000	「ハンブルグ

三 第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改正規定 昭和四十八年七月一日

2 前項第三号に掲げる日に本邦以外の地に在る改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは「昭和四十八年七月一日」とする。

3 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な経過措置は、外務省令で定める。

4 昭和四十八年三月三十一日までの間は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律別表第三の一「大使館の表」の項中「ハンコック」とあるのは「スウ・ランカ」とする。

二月二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日朝両国関係正常化の促進に關する請願（第二五号）

第二五号 昭和四十八年一月八日受理

日朝両国関係正常化の促進に關する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八 茨城県議會議長 関宗長

紹介議員 竹内 藤男君

理由 日朝両国の友好関係正常化を促進されたい。

わが国と一衣帯水の朝鮮は、歴史的、文化的に深い交流をもっているにもかかわらず、いまだに不自然な関係にある。戦後二十有余年を経た今日、日朝の善隣友好を強化し、その正常化を要望する機運は、国際情勢の変化の中で急速に高まっている。われわれは、この機に際し、大韓民国並びに朝鮮民主主義人民共和國間における南北朝鮮の自主的平和統一に關する共同声明を積極的の支持し、これがすみやかな実現を期待するとともに、日朝両国の友好関係の正常化が促進されることは、アジアの平和と繁榮に大きく寄与するものと信ずる。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法案

沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法案

沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法案

（目的）

第一条 この法律は、昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覽會に關し、國際博覽會に關する条約（以下「条約」という。）第十五条の規定に基つて政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

（沖繩國際海洋博覽會政府代表）

第二条 外務省に、沖繩國際海洋博覽會政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2 代表は、特別職の國家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外外務公務員とする。

（任務）

第三条 代表は、沖繩國際海洋博覽會に關し、条約（条約第八條の一般規則を含む。）の定めるところにより、日本政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

第四条 關係各省庁の長は、代表の任務に關し、必要な措置をとるものとする。

（任免）

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内

閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、四十四万円とし、その他代表の給与並びに代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書

前文

この議定書の締結国は、
千九百六十一年三月三十日にニューヨークで作成された千九百六十一年の麻薬に関する単一条約

約(以下「単一条約」という。)の規定を考慮し、単一条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 単一条約第二条4、6及び7の改正

単一条約第二条4、6及び7を次のように改める。

4 附表Ⅲに掲げる製剤は、附表Ⅰに掲げる薬品を含有する製剤に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとする。ただし、これらの製剤については、第三十一条1(b)及び同条3から15までの規定並びに取得及び小口分配に関して第三十四条(b)の規定を適用することを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十九条)及び統計(第二十条)については、必要な資料は、これらの製剤の製造に使用される薬品の数量に関するものに限られる。

6 附表Ⅰに掲げるすべての薬品について適用される統制措置のほか、あへんは第十九条1(i)、第二十一条の二、第二十三条及び第二十四条の規定の適用を受け、コカ葉は第二十六条及び第二十七条の規定の適用を受け、大麻は第二十八条の規定の適用を受けるものとする。

7 けしは第十九条1(e)、第二十条1(g)、第二十一条の二及び第二十二から第二十四条までに定める統制措置の適用を受け、コカ樹は第二十二條、第二十六條及び第二十七條に定める統制措置の適用を受け、大麻植物は第二十二條及び第二十八條に定める統制措置の適用を受け、けしがらば第二十五條に定める統制措置の適用を受け、大麻の葉は第二十八條に定める統制措置の適用を受けるものとする。

第二条 単一条約第九条の表題及び1の改正並びに4及び5の追加

単一条約第九条の表題を次のように改める。
統制委員会の構成及び任務

単一条約第九条1を次のように改める。

1 統制委員会は、理事会が選挙する次の十三人の委員で構成する。

(a) 世界保健機関が指名する少なくとも五人の者の名簿の中から選挙する医学上、薬理學上又は薬學上の経験のある三人の委員
(b) 國際連合加盟國及び國際連合加盟國でない締約國が指名する者の名簿の中から選挙する十人の委員

単一条約第九条3の次に次の4及び5を加える。

4 統制委員会は、諸國の政府と協力して、かつ、この条約の規定に従うことを条件として、栽培並びに薬品の生産、製造及び使用を医療上及び學術上の目的に必要とされる適当な量に制限し、これらの目的のための薬品の入手を確保し、並びに不正な栽培並びに薬品の不正な生産、製造、取引及び使用を防止するよう努めるものとする。

5 統制委員会がこの条約に基づいてとるすべての措置は、諸國の政府と統制委員会との間の協力を促進するとの趣旨並びにこの条約の目的を達成するための効果的な国内措置を支援し及び容易にすることを目的とした諸國の政府と統制委員会との間の継続的な対話を可能にするとの趣旨に合致したものでなければならぬ。

第三条 単一条約第十条1及び4の改正
単一条約第十条1及び4を次のように改める。

1 統制委員会の委員の任期は、五年とする。
委員は、再選されることが出来る。
4 理事会は、統制委員会の勧告があつたときは、第九条2の規定によつて委員に要求される条件を満たさなくなつた統制委員会の委員を解任することができる。この勧告は、統制委員会の九人の委員の賛成投票によつて行なう。

第四条 単一条約第十一条3の改正
単一条約第十一条3を次のように改める。

3 統制委員会の会議に必要な定足数は、八人とする。

第五条 単一条約第十二条5の改正
単一条約第十二条5を次のように改める。

5 統制委員会は、薬品の使用及び分配を医療上及び學術上の目的に必要とされる適当な量に制限し及びこれらの目的のための薬品の入手を確保するために、できる限りすみやかに見積り(補足見積りを含む)を確認するものとし、又は関係政府の同意を得てその見積りを修正することができる。統制委員会は、政府と統制委員会との間で意見が一致しない場合には、独自の見積り(補足見積りを含む)を作成し、通知し及び公表する権利を有する。

第六条 単一条約第十四条1及び2の改正
正
単一条約第十四条1及び2を次のように改める。

1(a) 統制委員会は、この条約の規定に基づいて諸國の政府から統制委員会に提出された資料、國際連合の機關若しくは專門機關から通知された資料又は統制委員会の勧告に基づいて麻薬委員会により承認されている機關であることを条件として、他の政府間機關若しくは対象となつていない問題について直接に権能を有し、かつ、國際連合憲章第七十一条の規定に基づいて經濟社會理事會と協議する地位にあり若しくは理事會との間の特別な取極により同様な地位にある國際的な非政府機關から通知された資料を検討した結果、いずれかの締約國、國又は領域がこの条約の規定を実施していないためこの条約の目的がそこなわれるおそれが大であると信ずるに足る客觀的な理由を有する場合に、關係政府に対して協議の開始を提案し又は説明を求める権利を有する。いずれかの締約國、國又は領域が条約の規定を履行しているが不正な栽培又は薬品の不正な生産、製造、取引若しくは消費

の重要な中心となつており又は中心となる著しいおそれが明らかにある場合には、統制委員会は、関係政府に対して協議の開始を提案する権利を有する。統制委員会は、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する(d)の権利を留保して、この(a)の規定に基づく資料の要求及びいづれかの政府の説明又は協議の提案及びいづれかの政府との協議を極秘のものとして取り扱わなければならない。

(b) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとつた後、必要と認めるときは、この条約の規定を実施するために当該状況の下で必要と認められる是正措置をとるよう関係政府に求めることができる。

(c) 統制委員会は、(a)の事件を説明するため必要と認める場合には、関係政府が適当と考へる方法によつてその領域内で当該事件の調査を行なうよう関係政府に提案することができる。関係政府は、この調査を行なうことを決定した場合には、当該調査において関係政府の職員を補佐するため必要な資格を有する者の専門的意見及び役務を提供するよう統制委員会に要請することができる。統制委員会が起用する者は、関係政府の承認を受けるものとする。この調査の方法及び期間は、関係政府と統制委員会との間の協議によつて決定する。関係政府は、調査の結果を統制委員会に通知し及び必要と認める是正措置を明示するものとする。

(d) 統制委員会は、関係政府が(a)の規定に基づいて説明を求められて十分な説明を行なわず若しくは(b)の規定に基づいて求められた是正措置をとらなかつたと認め、又は是正するために国際的規模における協力を必要とするような重大な事態が存在すると認める場合には、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起す

ることができる。統制委員会は、この条約の目的がそこなわれるおそれが大であり、かつ、他のいかなる方法によつても当該事件を十分に解決することができなかつた場合には、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起しなければならない。統制委員会は、また、是正するためには国際的規模における協力を必要とするような重大な事態が存在し、この事態を締約国、理事会及び麻薬委員会に通知することがそのような協力を容易にする最も適切な方法であると認める場合にも、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起しなければならない。理事会は、当該事件についての統制委員会の報告及び麻薬委員会の報告がある場合にはその報告を検討した後に、当該事件について総会の注意を喚起することができる。

2 統制委員会は、1(d)の規定に従い、いづれかの事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する場合において、必要と認めるときは、当該国若しくは当該領域からの薬品の輸入、そこへの薬品の輸出又はその双方を一定の期間又は統制委員会が当該国若しくは当該領域における事情について満足するまでの間停止するよう締約国に勧告することができる。当該国は、この問題を理事会に提出することができる。

第七条 第十四条の二の追加

単一条約第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 技術的及び財政的援助 統制委員会は、適当と認めるときは、第十四条1及び2に規定する措置のほか又はそれに代わるものとして、関係政府の同意を得て、この条約に基づく義務(第二条、第三十五条、第三十八条及び第三十八条の二に規定するものを含む)の關係政府による遂行を支援するため技術的援助若しくは財政的援助又はその双方をその政府に与えるよう国際連合の關係機関及び専

門機関に勧告することができる。

第八条 単一条約第十六条の改正

単一条約第十六条を次のように改める。
麻薬委員会及び統制委員会の事務局の役務は、事務総長が提供するものとし、統制委員会の事務局長は、事務総長が統制委員会と協議して任命する。

第九条 単一条約第十九条1、2及び5の改正

単一条約第十九条1、2及び5を次のように改める。

1 締約国は、毎年、統制委員会に対し、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて、自国の各領域についての次の事項に関する見積りを提出しなければならない。

(a) 医療上及び學術上の目的のために消費される薬品の数量

(b) 他の薬品、附表Ⅱに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するため使用される薬品の数量

(c) 当該見積りに係る年の十二月三十一日に保有されるべき薬品の在庫量

(d) 特殊在庫量を増加するために必要な薬品の数量

(e) けしの栽培に使用される土地の面積(ヘクタールで表示する)及び位置

(f) あへんの生産数量(概算)

(g) 合成薬品を製造する工業施設の数を

(h) 各施設が製造する合成薬品の数量

(a) 第二十一条3に規定する控除を受けることを条件として、各領域についての各薬品(あへん及び合成薬品を除く)の見積りの合計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量とする。

(b) 第二十一条3に規定する輸入に関する控

除及び第二十一条の二に規定する控除を受けることを条件として、各領域についてあへんの見積りの合計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量又は1(f)に規定する数量のいずれか多い方の数量とする。

(c) 第二十一条3に規定する控除を受けることを条件として、各領域についての各合成薬品の見積りの合計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量又は1(b)に規定する数量の合計のいずれか多い方の数量とする。

(d) (a)から(c)までの規定に従つて提出される見積りは、押収され、かつ、正当な使用のために放出された数量及び一般国民の需要のために特殊在庫量から引き出された数量を考慮に入れるため適当に修正されるものとする。

5 第二十一条3に規定する控除を受けることを条件として、及び該当する場合には第二十一条の二の規定を考慮して、見積りを超過することは、許されない。

第十条 単一条約第二十条の改正

単一条約第二十条を次のように改める。

1 締約国は、統制委員会に対し、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて、自国の各領域についての次の事項に関する統計報告を提出しなければならない。

(a) 薬品の生産又は製造

(b) 他の薬品、附表Ⅱに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するための薬品の使用並びに薬品を製造するためのけしがらの使用

- (c) 薬品の消費
- (d) 薬品及びけしからの輸入及び輸出
- (e) 薬品の押収及び押収した薬品の処分
- (f) 報告に係る年の十二月三十一日における薬品の在庫量
- (g) 確認が可能な範囲内におけるけしの栽培面積
- 2 (a) 1 (d)を除く。に掲げる事項に関する統計報告は、毎年作成し、その統計報告に係る年の翌年の六月三十日まで統計委員会に提出するものとする。
- (b) 1 (d)に掲げる事項に関する統計報告は、四半期ごとに作成し、その統計報告に係る四半期の終了後一箇月以内に統計委員会に提出するものとする。
- 3 締約国は、特殊在庫量に関する統計報告の提出を要求されない。ただし、締約国は、特殊な目的のためにその国若しくは領域に輸入し又はそこで入手した薬品に関する報告及び一般国民の需要に応ずるために特殊在庫量から引き出した薬品の数量に関する報告を別に提出しなければならない。
- 第十一条 第二十一条の二の追加
- 第二十一条の二 あへんの生産制限
- 1 いずれかの国又は領域によるあへんの生産は、いずれかの年において生産される数量が、第十九条1(f)の規定に従って作成されたあへんの生産見積りをできる限り超過しないことを確保するように組織され、かつ、統制されなければならない。
- 2 統制委員会は、この条約の規定に従って提供された資料をもとにして、第十九条1(f)の規定に従って見積りを提出した締約国がその領土内で生産されるあへんをその関連見積りに基づく合法的な目的に制限しておらず、かつ、合法的な生産であるか非合法的な生産であるかを問わずその締約国の領土内で生産されたあへんのかかりの量が不正取引の対象となつていないと認定する場合には、その締約国の説明(この説明は、当該認定の通知の後一箇月以内に統制委員会に提出する。)を検討した後に、季節及びその締約国のあへんの輸出契約を考慮して控除が技術的に可能な最初の年につき、生産される数量及び第十九条2(b)に定める見積りの総計から、その量の全部又は一部を控除することを決定することができる。その決定は、その締約国がその通知を受けた後九十日で効力を生ずる。
- 3 統制委員会は、2の規定に基づいて行なつた控除についての決定を関係締約国に通知した後、当該事態の十分な解決を得るためにその締約国と協議するものとする。
- 4 統制委員会は、当該事態の十分な解決が得られない場合において、適当と認めるときは、第十四条の規定を適用することができる。
- 5 統制委員会は、2の規定に基づき控除についての決定を行なうにあたり、関連するあらゆる事情(2にいう不正取引の問題をひき起こした事情を含む。)のほか、締約国がとることとなつた新たな関連統制措置をも考慮に入れるものとする。
- 第十二条 単一条約第二十二條の改正
- 単一条約第二十二條を次のように改める。
- 1 締約国は、自国又はその領域における一般的状态から判断して、けし、コカ樹又は大麻植物の栽培を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護し並びに薬品が不正取引に向けられることを防止するために最も適した措置であると認めるときは、栽培を禁止しなければならない。
- 2 けし又は大麻植物の栽培を禁止する締約国は、学術上又は研究上の目的のためその締約国に必要とされる少量を除くほか、不正に栽培された植物を押収し、かつ、廃棄するため適当な措置をとらなければならない。
- 第十三条 単一条約第三十五條の改正

なつていないと認定する場合には、その締約国の説明(この説明は、当該認定の通知の後一箇月以内に統制委員会に提出する。)を検討した後に、季節及びその締約国のあへんの輸出契約を考慮して控除が技術的に可能な最初の年につき、生産される数量及び第十九条2(b)に定める見積りの総計から、その量の全部又は一部を控除することを決定することができる。その決定は、その締約国がその通知を受けた後九十日で効力を生ずる。

3 統制委員会は、2の規定に基づいて行なつた控除についての決定を関係締約国に通知した後、当該事態の十分な解決を得るためにその締約国と協議するものとする。

4 統制委員会は、当該事態の十分な解決が得られない場合において、適当と認めるときは、第十四条の規定を適用することができる。

5 統制委員会は、2の規定に基づき控除についての決定を行なうにあたり、関連するあらゆる事情(2にいう不正取引の問題をひき起こした事情を含む。)のほか、締約国がとることとなつた新たな関連統制措置をも考慮に入れるものとする。

第十二条 単一条約第二十二條の改正

単一条約第二十二條を次のように改める。

1 締約国は、自国又はその領域における一般的状态から判断して、けし、コカ樹又は大麻植物の栽培を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護し並びに薬品が不正取引に向けられることを防止するために最も適した措置であると認めるときは、栽培を禁止しなければならない。

2 けし又は大麻植物の栽培を禁止する締約国は、学術上又は研究上の目的のためその締約国に必要とされる少量を除くほか、不正に栽培された植物を押収し、かつ、廃棄するため適当な措置をとらなければならない。

第十三条 単一条約第三十五條の改正

単一条約第三十五條を次のように改める。

締約国は、その憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行わなければならない。

(a) 不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全般的規模における調整を確保すること。締約国は、この目的のため、そのような調整について責任を有する適当な機関を指定して活用することができる。

(b) 麻薬の不正取引をなくするための活動において相互に援助すること。

(c) 不正取引をなくするための協同活動を維持するため、相互に、及び自国が構成員となつていない関係国際機関と密接に協力すること。

(d) 適当な機関の間における国際協力が迅速に行なわれるようにすること。

(e) 司法書類が訴追のために国際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機関に対して迅速に行なわれるようにすること。この規定は、司法書類が外交上の経路によつて自国へ送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。

(f) 適当と認めるときは、第十八条の資料のほか、自国の領土内における薬品に係る不正な行為に関する資料(不正な栽培並びに薬品の不正な生産、製造、使用及び取引に関する資料を含む。)を、事務総長を通じて統制委員会及び麻薬委員会に提出すること。

(g) できる限り統制委員会が要請する方法及び期限までに、(f)に規定する資料を提出すること。統制委員会は、締約国が要請する場合に、その締約国による資料の提出及び領土内における薬品に係る不正な行為を減少させるためのその締約国の努力について、助言を与えることができる。

第十四条 単一条約第三十六條1及び2の改正

単一条約第三十六條1及び2を次のように改める。

1 (a) 各締約国は、その憲法上の制限に従うことを条件として、この条約の規定に違反する栽培並びに薬品の生産、製造、抽出、製剤、所持、提供、販売のための提供、分配、購入、販売、交付(名目のいかんを問わない。)、仲介、発送、通過発送、輸送、輸入、輸出その他この条約の規定に違反すると当該締約国が認めるいかなる行為も、それが故意に行なわれたときは処罰すべき犯罪となることを確保し、並びに重大な犯罪に對しては特に拘禁刑又はその他の自由を剝奪する刑による相当な処罰が行なわれることを確保する措置をとらなければならない。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、薬品の濫用者が(a)の犯罪を犯した場合に、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は有罪判決若しくは処罰のほか、第三十八条1の規定に従つて、そのような濫用者が治療、教育、後保護、更生及び社会復帰の措置を受けるものとする。締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、

(i) 1に掲げる犯罪は、二以上の国にわたつて行なわれたときは、国ごとに別個の犯罪とみなす。

(ii) これらの犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に掲げる犯罪に関連する予備行為及び資金の操作は、1に定める処罰すべき犯罪とする。

(iii) これらの犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。

(iv) 自国民又は外国人によつて行なわれた前記の重大な犯罪は、その犯罪が行なわれた領域の属する締約国により、又は犯罪者が発見された領域の属する締約国に

より(犯罪人引渡し)がその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限り、訴追される。

(b)(i) 1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなす。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にその犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

(ii) 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができる。その犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に定めるその他の条件に従うものとする。

(iii) 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国の法律に定める条件に従い、相互間で、1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪を引渡犯罪と認めるものとする。

(iv) 犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従って行なわれなければならない。その締約国は、(b)(i)から(iii)までの規定にかかわらず、権限のある当局がその犯罪を重大でないと認めたときは、犯罪人引渡しをすることを拒絶する権利を有する。

第十五条 単一条約第三十八条及びその表題の改正

単一条約第三十八条及びその表題を次のように改める。

1 締約国は、薬品の濫用に対する措置を採り、薬品の濫用の防止並びに濫用に陥つ

た者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力するものとする。

2 締約国は、できる限り、薬品の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に従事する職員を養成を促進するものとする。

3 締約国は、薬品の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がそれらの問題に対する理解を得ることを援助するためあらゆる可能な措置をとるものとし、また、薬品の濫用がまん延するおそれがある場合には、それらの問題に対する一般大衆の理解を増進するものとする。

第十六条 第三十八条の二の追加

単一条約第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 地域センターに関する協定

締約国は、薬品の不正取引に対する措置の一部として望ましいと認める場合には、その憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払い、また、希望するときは統制委員会又は専門機関の技術的助言を得て、薬品の不正な使用及び取引から生ずる問題と戦うために学術上の研究及び教育のための地域センターを設立する協定を、その地域内の他の関係締約国と協議したうえで、制定することを促進するものとする。

第十七条 この議定書の用語並びに署名、批准及び加入の手續

1 この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、単一条約の締約国又は署名国による署名のため、千九百七十二年十二月三十一日まで開放する。

2 この議定書は、これに署名し、かつ、単一条約を批准し又は同条約に加入した国により批准されなければならない。批准書は、事務総長に寄託する。

3 この議定書は、千九百七十二年十二月三十一日後は、単一条約の締約国であつてこの議定書に署名していない国による加入のため開放する。加入書は、事務総長に寄託する。

第十八条 効力発生

1 この議定書は、これによる改正とともに、四十番目の批准書又は加入書が前条の規定に従つて寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1にいう四十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条 効力発生の効果

前条1の規定によるこの議定書の効力発生の後に単一条約の締約国となるいづれの国も、その国による異なつた意思の表明がない限り、

(a) 改正後の単一条約の締約国とみなす。

(b) この議定書によつて拘束されない単一条約の締約国との関係においては、改正前の単一条約の締約国とみなす。

第二十条 経過規定

1 この議定書による改正後の国際麻薬統制委員会の任務は、第十八条1の規定によるこの議定書の効力発生の日から、改正前の単一条約に基づいて構成された統制委員会が行なう。

2 経済社会理事会は、この議定書による改正に基づいて構成された統制委員会がその任務の遂行を開始する日を定める。この議定書による改正に基づいて構成された統制委員会は、その日以後、改正前の単一条約の締約国及び同条約第四十四条に掲げる条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものに関しては、改正前の単一条約に基づいて構成された統制委員会の任務を行なう。

3 統制委員会の委員が十一人から十三人に増加された後の最初の選挙で選出された委員のうち、六人の委員の任期は三年、他の七人の任期

は五年とする。

4 3の最初の三年で任期が満了する統制委員会の委員は、最初の選挙が行なわれた直後に事務総長がくじびきによつて決定する。

第二十一条 留保

1 いずれの国も、この議定書の署名、批准又は加入の際に、第二条6及び7(この議定書の第一条)、第九條1、4及び5(この議定書の第二条)、第十條1及び4(この議定書の第三条)、第十一條(この議定書の第四条)、第十四條の二(この議定書の第七條)、第十六條(この議定書の第八條)、第二十二條(この議定書の第十二條)、第三十五條(この議定書の第十三條)、第三十六條1(b)(この議定書の第十四條)、第三十八條(この議定書の第十五條)並びに第三十八條の二(この議定書の第十六條)の規定に係る改正以外の改正について留保をすることができ

2 留保をした国は、いつでも、書面で通告することによつてその留保の全部又は一部を撤回することができ

第二十二條

事務総長は、単一条約の締約国及び署名国に対し、この議定書の認証書を送付する。第十八條1の規定によりこの議定書が効力を生じたときは、事務総長は、この議定書による改正後の単一条約を作成し、改正後の単一条約の締約国及びその締約国となる資格を有する国に対し、その認証書を送付する。

千九百七十二年三月二十五日にジュネーブで本書一通を作成した。この本書は、国際連合に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、各自の政府のためにこの議定書に署名した。

アフガニスタンのために
アルバニアのために
アルジェリアのために
アルゼンティーンのために
アナ・マリア・フラエフェレル・デ・ゴ

エネチエ

オーストラリアのために

オーストリアのために

バハレーンのために

バルバドスのために

ベルギーのために

Ch・デ・ヴァールセハー

ブータンのために

ボリヴィアのために

ボツワナのために

ブラジルのために

エンリケ・デ・アラウジョ・メスキータ

ブルガリアのために

ビルマのために

ブルンディのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

V・サンチエス

中国のために

コロンビアのために

デイエゴ・ガルセス・ヒラルド

コンゴールのために

コスタ・リカのために

カレン・デ・フィゲレス

キューバのために

サイプラスのために

オズデミル・オズギュル

チェコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

E・クロー・メイエル

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

テオドロ・ブスタマンテ

エジプトのために

A・ワグディ・サーディク

エル・サルヴァドルのために

赤道ギニアのために

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

オットー・バロン・フォン・シュテンベル

フィジーのために

フィンランドのために

マックス・ヤコブソン

フランスのために

R・ド・ボワソン

ガボンのために

ヌディマル

ガンビアのために

ガーナのために

K・B・アサンテ

ギリシャのために

C・J・ミイラス

単一条約第二條4を改正する第一條の
規定に関する留保を付して

グアテマラのために

エンリケ・ロベス・エラルテ

ギニアのために

ガイアナのために

ハイチのために

ハイチ代表 駐ベルヌ大使

バギディ

ヴァチカンのために

シルヴィオ・ルオニ

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

I・タイブ

イランのために

批准を条件として

ドクター アザラフシェ

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

シャブタイ・ロゼンヌ

千九百七十二年三月二十七日

イタリアのために

カルロ・カレンダ

象牙海岸のために

タノエ

ジャマイカのために

日本国のために

ジョルダンのために

I・ズライカット

ケニアのために

カンボディア共和国のために

S・ソット

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

M・バンナ

レソトのために

リベリアのために

クラベンダ・パーカー

リビア・アラブ共和国のために

マリオ・レトデブール

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

マルセル・フィッシュンバツハ

政府の承認を条件として

M・ザフエラ

マラウイのために

マレーシアのために

モルデイブのために

マリのために

マルタのために

モリタニアのために

モリシアスのために

メキシコのために

モナコのために

E・ボエリ

モンゴルのために

モロッコのために

ナウルのために

ネパールのために

オランダのために

ニュー・ジラランドのために

ニカラグアのために

J・キンタナ・ヴィリヤヌエヴァ

ニジェールのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

イェンス・ボイエセン

オマーンのために

パキスタンのために

パナマのために

A・E・ボイド

パナマ外務大臣が署名した千九百七十
二年五月三日の文書中の第三十六條2の
規定に関する留保を付して

千九百七十二年五月十八日

パラグアイのために

イエメン民主人民共和国のために

ペルーのために

パウエル・モンテロ・ルイス

フィリピンのために

H・J・ブリリヤンテス

ポーランドのために

ポルトガルのために

カタールのために

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

レーヴァン・イトク

ルーマニアのために

ルワンダのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために
シエラ・レオネのために
シンガポールのために
ソマリアのために
南アフリカのために

批准を条件として

E・R・ステイン

スペインのために

フェルナンド・ベニト

スーダンのために

スワジランドのために

スウェーデンのために

M・C・E・ストゥール・シエル

スイスのために

シリア・アラブ共和国のために

タイのために

トーゴのために

ドクター F・ジョンソン・ロムアルド

トリニダード・トバゴのために

チュニジアのために

トルコのために

C・クルジャ

ウガンダのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

アラブ首長国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

F・スチュワート

タンザニア連合共和国のために

アメリカ合衆国のために

ネルソン・グロス

ウイリアム・I・カーゴ

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ダリオ・ベルティ

西サモアのために

イエメンのために
ユーゴスラヴィアのために
ドゥラガン・ニコリッチ
ザイルのために
ザンビアのために

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会議決第二千八百四十七号(XXXXVII)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件
二、アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会議決第二千八百四十七号(XXXXVII)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会議決第二千八百四十七号(XXXXVII)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会議決第二千八百四十七号(XXXXVII)によつて採択された国際連合憲章の改正

総会は、国際連合憲章第八八条の規定に従つて次の憲章の改正を採択することを決定する。

第六十一条

1 経済社会理事会は、総会によつて選挙される五十四の国際連合加盟国で構成する。
2 3の規定を留保して、経済社会理事会の十八理事国は、三年の任期で毎年選挙される。退任理事国は、引き続き再選される資格がある。

3 経済社会理事会の理事国の定数が二十七から五十四に増加された後の第一回の選挙では、その年の終りに任期が終了する九理事国に代わつて選挙される理事国に加えて、更に二十七理事国が選挙される。このようにして選挙された追加の二十七理事国のうち、総会の定めるところに従つて、九理事国の任期は一年の終りに、他の九理事国の任期は二年の終りに終了する。
4 経済社会理事会の各理事国は、一人の代表者を有する。

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
アフリカ開発基金を設立する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アフリカ開発基金を設立する協定

この協定の締結及びアフリカ開発銀行は、次の規定によつて規律されるアフリカ開発基金を設立することを協定した。

第一章 定義

1 別に明記され又は文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、この協定において、

「基金」とは、この協定によつて設立されるアフリカ開発基金をいう。

「銀行」とは、アフリカ開発銀行をいう。

「構成国」とは、銀行の構成国をいう。

「参加者」とは、銀行及びこの協定の締結国となる国をいう。

「参加国」とは、銀行以外の参加者をいう。

「原参加者」とは、銀行及び第五十七条1の規定に従つて参加者となる各参加国をいう。

「出資」とは、参加者が第五條、第六條又は第七條の規定に従つて出資する額をいう。

「計算単位」とは、純金〇・八一八五二二六

五グラムの価値を有する一計算単位をいう。
「自由交換可能通貨」とは、参加者の通貨であつて基金が国際通貨基金と協議した後に基金の業務のため他の通貨に十分に交換可能であると認められたものをいう。

「総裁」、「総務会」及び「理事会」とは、それぞれ基金の総裁、総務会及び理事会をいい、総務会及び理事会については、それぞれ総務及び理事として行動する場合における総務代理及び理事代理を含む。

「地域」とは、アフリカ大陸及びアフリカの諸島をいう。

2 章、条、項及び附屬書というときは、この協定の章、条、項及び附屬書をいう。

3 章及び条の表題は、参照の便宜のためにのみ挿入されており、この協定の一部をなすものではない。

第二章 目的及び参加

基金は、銀行がその構成国の経済的及び社会的開発並びに特に構成国の間における協力(地域の全部又は一部にわたる協力を含む)及び国際貿易の促進に一層効果的に貢献することを援助することとを目的とする。基金は、そのような開発にとつて最も重要でありかつこれに役だつ企図のため、緩和された条件による融資を行なう。

第三条 参加

1 基金の参加者は、銀行及びこの協定に従つてこの協定の締結国となる国とする。

2 原参加国は、附屬書Aに掲げる国で第五十七条1の規定に従つてこの協定の締結国となる国とする。

3 原参加者でない国は、この協定に反しない条件であつて、参加者の全投票権数の賛成票によつて採択された全会一致の決議により総務会が決定するものに従つて、参加者及びこの協定の締結国となることができる。その参加は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国にのみ開放さ

4 いずれの国も、自国のために行動する団体又は機関に対し、この協定に署名し及び、第五十五條に規定する事項を除くほか、この協定に関するすべての事項につき自国を代表する権限を与えることができる。

第三章 資金

第四條 資金

基金の資金は、次のものから成る。

(i) 銀行の出資

(ii) 参加国の出資

基金が受領するその他の資金

(iv) 業務から生ずる資金その他基金が取得する資金

第五條 銀行の出資

銀行は、その当初出資として附属書Aにおいて銀行名に対応して掲げる計算単位で表示された額を基金に払い込むものとし、このため、銀行の「アフリカ開発基金」勘定にある資金を使用する。払込みは、参加国の当初出資の払込みについて次条2に定める条件と同一の条件で行なう。銀行は、その後は、銀行の総務会が決定することのある額を基金と合意する条件で出資する。

第六條 参加国の当初出資

1 各参加国は、参加者となる際に、自国に割り当てられた額を出資する。以下、その出資を当初出資という。

2 各原参加国に割り当てられる当初出資は、附属書Aにおいてそれぞれの国名に対応して掲げる額とし、計算単位で表示され、また、自由交換可能通貨で払い込まれる。払込みは、次のとおり三回の均等年賦で行なう。第一回の分割払については基金が第六十條の規定に従つて業務を開始する日の後三十日以内に又は原参加国がその期間の満了の後にこの協定の締約国となる場合には締約国となる日に、第二回の分割払についてはその後一年以内に、第三回の分割払については第二回の分割払が行なわれた日又は第二回の分割払の期限の満了の日のいずれか早い

方の日の後一年以内に払込みを行なう。基金は、基金の業務が必要とする場合には、第二回及び第三回の分割払のいずれか一方又は双方について早期に払込みを行なうよう要請することができる。ただし、そのような払込みは、完全に各参加者の任意のものとする。

3 原参加者以外の参加国の当初出資も、計算単位で表示され、また、自由交換可能通貨で払い込まれる。当該出資の額及び払込みの条件は、基金が第三條3の規定に従つて決定する。

4 各参加国は、基金が同意する場合を除くほか、この条の規定に従つて自国が払い込んだ自国通貨の自由交換可能性を維持する。

5 参加国は、この条の規定にかかわらず、予算上の又は他の事情により必要とされる場合には、この条に規定する払込みを三箇月をこえない範囲内において延期することができる。

第七條 参加国の追加出資

1 基金は、原参加者の当初出資の払込み予定及び自己の業務に照らして適当と認める時に並びにその後は適当な間隔を置いて、その資金が十分であるかどうかを検討するものとし、望ましいと認めるときは、基金が決定する条件による参加国の出資の一般的増加を承認することができ、基金は、第一文の規定にかかわらず、いつでも参加国の出資の一般的又は個別的増加を承認することができる。ただし、個別的増加は、当該参加国の要請があつた場合にのみ考慮される。

2 1の規定に従つて個別的な追加出資が承認された場合には、各参加国は、1の規定の下での条件よりも不利でない条件であつて基金が合理的に決定するものに従ひ、参加国の間における自国の相対的な投票権を維持することを可能にする額を出資する機会を与えられる。

3 いずれの参加国も、出資の一般的又は個別的増加があつた場合に追加の額を出資する義務を負わない。

4 1の一般的増加についての承認及びその増加

に関連する決定には、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上の多数を必要とする。

第八條 その他の資金

1 基金は、この条の規定に従うことを条件として、構成国、参加者及び参加者でない国並びに公的又は私的な団体からその他の資金（贈与及び貸付けを含む）を受領するための取極を行なうことができる。

2 この取極は、基金の目的、業務及び方針に合致し並びに基金又は銀行に対して管理上又は財政上の不当な負担を課することのない条件で行なわれる。

3 この取極は、技術援助のための贈与に関する取極を除くほか、基金が第十五條4及び5の規定を遵守することができるような条件で行なわれる。

4 この取極は、理事会によつて承認されるものとし、構成国でなくかつ参加国でない国又はその国の機関との取極を行なう場合には、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上の多数による承認を必要とする。

5 基金は、その業務の運営に必要とされる一時的な融通措置を除くほか、緩和された条件によらない貸付けを受けてはならない。基金は、いかなる市場においても借入れを行なつてはならず、又は借入人、保証人その他の資格でいかなる市場における証券の発行にも参加してはならないものとし、また、1の規定に従つて受けた貸付けに係る債務を証明する譲渡可能な債務証券を発行してはならない。

第九條 出資の払込み

基金は、参加者が第五條から第七條まで又は第十三條の規定に従つて払い込むべき出資のうち基金の業務に必要な部分、参加者又は第十三條の規定に従つて参加者が指定した寄託所が発行する手形、信用状その他これらに類する債務証券の形態で受領する。その手形その他の債務証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求があり次第、指定された寄託所の基金の勘定に又は寄託

所がない場合には基金が指示するところに従ひ、その額面価額で払込みが行なわれるものでなければならぬ。その手形、信用状その他の債務証券の発行又は受領にかかわらず、第五條から第七條まで及び第十三條の規定に基づく参加者の義務は、存続する。この条の規定を援用しない参加者の出資として基金が保有する額は、基金が自己の管理費その他の費用をまかなうための収入を得るため、預金し又は投資することができる。基金は、支出に充てるため、出資の形態のいかんを問はずすべての出資について、合理的な期間を通じてできる限り比例的に引き出す。

第十條 責任の限度

いずれの参加者も、基金の参加者であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。

第四章 通貨

第十一條 通貨の使用

1 第五條及び第六條2の規定に従つて行なわれた出資の払込みとして受領した通貨又はその出資に関連して第十三條の規定に基づいて受領した通貨は、基金が自己のあらゆる業務のため及び、理事会の承認を条件として、自己の業務に必要としな資金の一時的な投資のため、使用し及び交換することができる。

2 第六條3並びに第七條1及び2の規定に基づく出資の払込みとして受領した通貨、その出資に関連して第十三條の規定に基づいて受領した通貨又は第八條の規定に基づくその他の資金として受領した通貨の使用は、それらの通貨の受領に係る条件又は、第十三條の規定に基づいて受領した通貨については、それによつて価値が維持される通貨の受領に係る条件によつて規律される。

3 基金が受領したその他のすべての通貨は、基金が自己のあらゆる業務のため及び、理事会の承認を条件として、自己の業務に必要としな資金の一時的な投資のため、自由に使用し及び交換することができる。

4 この条の規定に反するいかなる制限をも課してはならない。

第十二条 通貨の価値の決定

1 いずれかの通貨の価値を他の通貨又は計算単位で決定することがこの協定の下で必要とされる場合には、その価値の決定は、基金が国際通貨基金と協議したうえで合理的に行なう。

2 基金は、国際通貨基金に設定した平価を有しない通貨については、計算単位によつて表示されるその通貨の価値を1の規定に従つて随時決定するものとし、このようにして決定された価値は、この協定（次条1及び2を含む）が、これらの規定に限定されない。）の適用上、その通貨の平価とみなす。

第十三条 保有通貨の価値の維持

1 参加国の通貨の国際通貨基金における平価が計算単位換算で引き下げられた場合又は参加国の通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく低落したと基金が認める場合には、その参加国は、自国が第六条及びこの1の規定に従つて基金に払い込んだ自国通貨（第九条の規定に従つて受領した手形、信用状その他の債務証書の形態で保有されているかどうかを問わない。）の額の出資の時における価値を維持するために必要な自国通貨の額を相当の期間内に基金に支払う。ただし、この規定は、その通貨がまだ支出されておらず又は他の通貨に交換されていない場合に限り、かつ、その額を限度として、適用する。

2 参加国の通貨の平価が計算単位換算で引き上げられた場合又は参加国の通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく上昇したと基金が認める場合には、基金は、1の規定が適用されるその国の通貨の額の価値の増加額に等しいその国の通貨の額を相当の期間内にその国に返還する。

3 すべての参加国の通貨の平価が国際通貨基金によつて一律に変更される場合には、基金は、この条の規定の適用を免除し又はその効力の停止を宣言することができる。

止を宣言することができる。

第五章 業務

第十四条 資金の使用

1 基金は、構成国の領域における経済的及び社会的開発を促進するための事業計画及び総合計画に対して融資を行なうものとし、そのような融資を、緩和された条件による融資を必要とする経済の状況及び見通しにある構成国のために行なう。

2 基金が行なう融資は、当該地区の必要に照らして開発上の優先度が高いと基金が認める目的のため、かつ、特別の場合を除くほか、特定の事業計画又は事業計画群、特に、一国又は地域の全部若しくは一部に関する総合計画の一部を構成するものに対して行なわれるものとし、基金が承認した特定の事業計画に転貸するため国の開発銀行その他の適当な団体に對して行なう融資を含む。

第十五条 融資の条件

1 基金は、構成国が反対する場合に、その構成国の領域内における事業計画に対して融資を行なつてはならない。ただし、国際的な公の機構又は地域の全部若しくは一部にわたる公の機構に対して融資を行なう場合には、基金は、個々の構成国が反対しないことを確認することを必要としない。

2 (a) 基金は、融資を受ける者がその者にとつて合理的な条件で他の資金源から融資を受けることができるものと基金が認める場合には、融資を行なつてはならない。

(b) 基金は、構成国以外の団体のために融資を行なうにあたり、緩和された条件による融資の利益がすべてに関連する事情を考慮してその利益の一部又は全部を受けるべき構成国その他の団体についてのみ生ずることを確保するため、すべての必要な措置をとる。

3 融資が行なわれるに先立ち、申請人から、銀行の總裁を通じて妥当な申請が行なわれ、總裁から、申請について職員が行なつた審査に基づ

き、当該融資を勧告する報告書が基金の理事会に提出されていなければならない。

4 (a) 基金は、基金が融資する資金が特定の参加国又は構成国の領域内で消費されなければならないという条件を課してはならないものとし、その資金は、参加国又は構成国の領域内で生産される物品及びそれらの領域から提供される役務をそれらの領域内で調達するためのみ使用される。ただし、参加者でなくかつ構成国でない国から第八条の規定に従つて受領する資金については、当該資金を提供した国の領域も、当該資金による調達先となるものとし、また、理事会が決定するところに、同条の規定に基づいて受領するその他の資金による調達先となることができる。

(b) 調達は、国際的な競争が妥当でないと理事会が決定する場合を除くほか、資格を有する供給者の間の国際的な競争に基づいて行なう。

5 基金は、節約、効率及び競争的な国際貿易に妥当な注意を払つたうえ、政治的その他の経済外の影響又は考慮を顧慮することなく、融資した資金が当該融資の行なわれた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとる。

6 融資業務の下に供給される資金は、事業計画に関連する支出が実際に生ずるときその支出に充てるためにのみ、融資を受ける者に提供される。

7 基金は、開発のための健全な銀行経営の原則をその業務の指針とする。

8 基金は、リファイナンスの業務を行なつてはならない。

9 基金は、貸付けを行なうにあたり、借入人及び、保証人がある場合には、保証人がそれぞれ債務を履行することができる見込みについて、十分な考慮を払う。

10 基金は、融資の申請を審査するにあたり、融資を受ける者により又は、その者が構成国でな

い場合には、その者と当該事業計画若しくは総合計画が領域内で役だつよう意図されている構成国との両者によつてとられている自助的な措置に十分な考慮を払う。

11 基金は、この条の規定の効果的な適用を確保するために必要な措置をとる。

第十六条 融資の形式及び条件

1 基金が第五条から第七条までの規定に基づいて供給された資金によつて行なう融資並びにその融資の償還金及びその融資から生ずる収入によつて行なう融資は、貸付けの形式をとる。基金は、その他の融資（贈与を含む）を、第八条の規定に基づく取極でそのような融資を明示的に認めるものに従つて受領した資金によつて行なうことができる。

2 (a) 1の規定に従うことを条件として、基金の融資は、適当な緩和された条件で行なう。

(b) 借入人が構成国又は一若しくは二以上の構成国が属する政府機関である場合には、基金は、融資の条件を決定するにあたり、融資によつて利益を受ける構成国の経済の事情及び見通しを主として考慮し、また、当該事業計画又は総合計画の性質及び要請を考慮する。

3 基金は、次の者に対して融資を行なうことができる。

(a) 構成国又はその地理的若しくは行政的区画若しくは機関

(b) 構成国の領域内にある団体又は企業

(c) 地域の一部又は一部にわたる機関又は団体であつて構成国の領域内における開発に關係するもの

すべての融資は、この協定の目的を促進するものであると基金が認めるものでなければならぬ。基金は、借入人が構成国でない場合には、政府保証その他の適当な保証を要求する。

4 基金は、融資によつて利益を受ける構成国の経済の状況及び見通し並びに当該事業計画の性質及び要請を考慮して、当該貸付けの目的のた

めに必要又は適当であると認める場合に及びその限度において、当該事業計画に係る現地支出に充てるために外国為替を提供することができ

5 貸付金は、貸付けが行なわれた通貨又は基金が決定するその他の自由交換可能通貨で償還する。

6 基金は、構成国に対し若しくは構成国のために又は構成国の領域内の事業計画に対して融資を行なうに先立ち、参加国と同様に当該構成国が第十一條及び第八章の規定を実施するために必要なあらゆる行政的及び立法的措置を自国の領域についてとつたことを確認するものと

第十七条 検討及び評価
基金がその目的を達成するうえで効果を発揮しているかどうかを理事会及び総裁が評価する際に役だつよう、基金の融資を受けた事業計画、総合計画及び活動で完成されたものにつき、包括的かつ継続的な検討を行なう。総裁は、理事会の同意を得て、その検討を行なうための措置をとるものと

第十八条 他の国際機関、他の団体及び国との協力
基金は、その目的を達成するため、他の国際機関、地域の全部又は一部にわたる機関、他の団体及び国との協力を努めるものとし、それらの者と協力のための取極を行なうことができる。ただし、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上の多数によつて承認される場合を除くほか、構成国でなくかつ参加者でない国又はその国の機関との間でいかなる取極をも行なつてはならない。

第十九条 技術援助
基金は、その目的を達成するため、技術援助を行なうことができる。ただし、この技術援助は、そのための特別の贈与又はそのために基金に提供されたその他の手段によつて行なわれない限り、通常は償還することを原則として行なわれる。

第二十条 その他の業務
基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

第二十一条 政治活動の禁止
基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いずれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いずれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものとし、これらの考慮は、この協定の目的を達成するため、公平に比較衡量を加えられる。

第六章 組織及び運営
第二十二条 基金の組織
基金に、総務会、理事会及び総裁を置く。基金は、その任務を遂行するために銀行の役員、職員、組織、役員及び施設を利用し、また、理事会が追加の要員が必要であると認める場合には、第三十條(4)の規定に従つて総裁が雇用する要員を置く。

第二十三条 総務会の権限
1 基金のすべての権限は、総務会に属する。
2 総務会は、次の権限を除くほか、そのすべての権限を理事会に委任することができる。
(i) 新たな参加者の参加を承認し及びその参加の条件を決定すること。
(ii) 第七條の規定に基づく出資の増加を承認し及びその出資の増加に関する条件を決定すること。
(iii) 参加者の資格停止を行なうこと。

(iv) この協定の解釈又は適用に関する理事会の決定に対する異議の中立てについて裁決をすること。

(v) 他の国際機関との協力のための一般的な取極(一時的又は事務的性質を有する取極を除く)の締結を承認すること。

(vi) 基金の会計を検査し並びに基金の貸借対照表及び収支計算書を証明する外部の会計検査専門家を選定すること。

(vii) 会計検査専門家の報告を審査したうえで、基金の貸借対照表及び収支計算書を承認すること。

(ix)(viii) この協定を改正すること。
基金の業務を終了させることを決定し及びその資産を分配すること。

(x) この協定において明示的に総務会に付与されたその他の権限を行使すること。
総務会は、いつでも、理事会に委任した事項についてその委任を取り消すことができる。

第二十四条 総務会の構成
1 銀行の総務及び総務代理は、当然にそれぞれ基金の総務及び総務代理となる。銀行の総裁は、必要に応じ、それらの総務及び総務代理の氏名を基金に通告する。

2 構成国でない各参加国は、総務一人及び総務代理一人を任命するものとし、総務及び総務代理は、任命した参加国が任意に定めるところにより、勤務する。

3 総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。

4 第六十條(4)の規定が適用される場合を除くほか、総務及び総務代理は、その資格において、基金から報酬又は費用の支払を受けないものとする。

第二十五条 総務会の手続
1 総務会は、年次会合のほか、総務会が定め又は理事会が招集する会合を開催する。銀行の総務会の議長は、当然に基金の総務会の議長となる。

2 総務会の年次会合は、銀行の総務会の年次会合とともに開催する。

3 総務会のいかなる会合においても、参加者の総投票権数の四分の三以上を有する過半数の総務が出席していなければならない。

4 総務会は、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関して総務の表決を得ることが望ましいと認めるときにその表決を得る手続を、規則によつて定めることができる。

5 総務会及び、総務会により権限を与えられた範囲内で、理事会は、基金の業務を運営するために必要な又は適当な補助委員会を置くことができる。

6 総務会及び、総務会又はこの協定により権限を与えられた範囲内で、理事会は、基金の業務を運営するために必要な又は適当な規則であつてこの協定に反しないものを定めることができる。

第二十六条 理事会の任務

第二十三条に規定する総務会の権限を害することなく、理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有するものとし、このため、この協定により明示的に与えられ又は総務会から委任されるすべての任務、特に次の任務を行なう。

(i) 総務会の作業を準備すること。

(ii) 総務会の一般的な指示に従つて、この協定に基づいて基金が行なう個々の貸付けその他の形式の融資に関する決定を行なうこと。

(iii) 基金の業務に関して、会計検査を了した適切な計算書及び帳簿を保持することを確保するために必要な規則の制定その他の措置をとること。

(iv) 基金が最も能率的かつ経済的に運営されることを確保すること。

(v) 各年次会合で承認を得るため、基金の一般的な業務の勘定と第八條の規定に基づいて基金に提供された資金による業務の勘定とを必要限度において区別した各会計年度の計算書を総務会に提出すること。

- (vi) 各年次会合で承認を得るため、年次報告を総務会に提出すること。
- (vii) 基金の予算並びに融資に関する一般的な計画及び方針をそれぞれの目的のために使用可能な各資金を考慮して承認すること。

第二十七条 理事会の構成

- 1 理事会は、十二人の理事から成る。
- 2 参加国は、附属書Bに従つて、六人の理事及び六人の理事代理を選定する。
- 3 銀行は、附属書Bに従つて、銀行の理事会から六人の理事及びそれらの理事の理事代理を指名する。
- 4 基金の理事代理は、理事会のすべての会合に出席することができる。ただし、理事が不在である場合を除くほか、討議に参加し又は投票することができない。
- 5 理事会は、銀行のその他の理事及び理事代理に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請するものとし、それらの銀行の理事及び、銀行の理事が不在である場合には、その理事代理は、銀行の理事会において自己が代表する国のための事業計画案に関する討議に参加することができる。
- 6 (a) 銀行によつて指名された理事は、後任者が附属書Bに従つて指名されかつ就任するまでの間在任する。銀行によつて指名された理事は、銀行の理事でなくなつたときは、基金の理事でなくなる。
- (b) 参加国によつて選定された理事の任期は、三年とする。ただし、その任期は、第七条1の規定に基づく出資の一般的増加が効力を生じたときはいつでも、終了する。理事は、一又は二以上の任期につき引き続いて選定されることが出来る。理事は、後任者が選定されるか就任するまでの間在任する。理事の職が任期の満了前に空席となつた場合には、その空席は、当該理事に自国の票を投ずる資格を与えていた参加国が選定した新たな理事によつて補充される。後任の理事は、前任の理事

の残任期間在任する。

- (c) 理事の職が空席となつてゐる間は、当該理事の理事代理は、当該理事の権限を行使する。ただし、自己が出席することができない会合において自己を代表する一時的な理事を除くほか、理事代理を任命する権限を有しない。

- 7 参加国を代表する理事の選定の時から次の選定の時までの間に、いずれかの国が第三条3の規定に従つて参加国となる場合、参加国がその出資を増加する場合又は他の理由により個々の参加国の投票権の変更が必要となる場合には、

- (i) 理事の交代は、行なわれない。ただし、理事が投票権を有しなくなつた場合には、当該理事及び理事代理の任期は、直ちに終了する。
- (ii) 参加国の投票権及び参加国によつて選定された理事の投票権は、出資の増加、新たな出資又は投票権に係るその他の変更の効力発生の日に、調整される。
- (iii) 新たな参加国が投票権を有することとなつたときは、その参加国は、参加国の理事の次の一般的な選定が行なわれるまでの間、自国を代表しかつ自国の票を投ずるため、一又は二以上の参加国を現に代表している理事の一人を指名することができる。

- 8 理事及び理事代理は、その資格においては、基金から報酬又は費用の支払を受けないものとする。

第二十八条 理事会の手続

- 1 理事会は、基金の業務の必要に応じて会合する。議長は、四人の理事の要請があつたときは、理事会の会合を招集する。
- 2 理事会のいかなる会合においても、参加者の総投票権数の四分の三以上を有する過半数の理事が出席していなければならない。
- 第三十九条 投票
- 1 銀行は千票を有し、参加国は総体として千票をする。

- 2 銀行の総務である基金の各総務は、銀行の票を比例的に分配した票であつて銀行の総裁が基金に通告したものをも有するものとし、これを投ずることが出来る。

- 3 各参加国は、第六条の規定に従つて行なつた出資に基づき並びに第七条1及び2の規定に基づいて承認された追加出資に關して参加国が合意した限度において当該追加出資に基づいて、参加国が総体として有する票を比例的に分配した票を有する。参加国を代表する各総務は、総務会における投票において、自己が代表する参加国の票を投ずることが出来る。

- 4 理事会における投票においては、銀行が指名した理事は総体として千票を有し、参加国が選定した理事は総体として千票を有する。銀行が指名した各理事は、附属書B第一部に従つて提出された自己を指名する通告書に記載されている銀行が割り当てた票数を有する。参加国が選定した各理事は、それぞれ、自己を選定した一又は二以上の参加国が保有する票数を有する。
- 5 銀行の各理事は、自己の票を一括して投ずる。二以上の参加国を代表する理事は、自己が代表する国の票を個別に投ずることが出来る。
- 6 この協定の他の規定にかかわらず、

- (i) 地域内の構成国が参加国であり又は参加国となる場合には、その構成国は、その参加を理由としていかなる票をも有せず又は取得しないものとし、地域内の参加国が構成国となる場合には、その参加国は、構成国となつた日に参加国としての票を有しなくなる。
- (ii) 地域外の国が参加国かつ構成国である場合又は参加国かつ構成国となる場合には、その国は、この協定の適用上、すべての点について構成国でないものとみなして取り扱う。

- 7 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総務会又は理事会が決定すべきすべての事項は、参加者の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で決定する。
- 第三十条 総裁

- 1 銀行の総裁は、当然に基金の総裁となる。総裁は、理事会の議長となるが、投票権を有しない。総裁は、総務会の会合に参加することはできるが、投票してはならない。

- 2 総裁は、基金を法的に代表する。
- 3 銀行の総裁が不在である場合又はその職が空席となつた場合には、銀行の総裁の職務を遂行するため臨時に指名された者が基金の総裁として行動する。

- 4 第二十六条の規定に従ふことを条件として、総裁は、基金の通常業務を行なうものとし、特に次のことを行なう。
- (i) 業務及び管理に関する予算を提案すること。

- (ii) 総合的な融資計画を提案すること。
- (iii) 第十五条3の規定に従つて、基金の融資が求められている事業計画及び総合計画の調査及び評価のための措置をとること。
- (iv) 基金の業務を遂行するため、必要に応じ、銀行の役員、職員、組織、役務及び施設を利用すること並びに第二十二條に規定する組織、人員及び役務を確保し及び管理する責任を理事会に対して負うこと。

- (v) 基金が必要とする要員（コンサルタント及び専門家を含む）を雇用すること。総裁は、その要員を解雇することができる。
- 第三十一条 銀行との関係
- 1 基金は、基金と銀行との間の取極に従い、銀行の役員、職員、組織、役務及び施設の使用につき、適正な対価を銀行に支払う。
- 2 基金は、銀行と法的に別個のかつ独立の存在であり、基金の資産は、銀行の資産と別個にかつ分離して保管する。
- 3 この協定のいかなる規定も、銀行の行為若しくは義務について基金に責任を負わせ又は基金の行為若しくは義務について銀行に責任を負わせるものではない。

- 第三十二条 基金の事務所
- 銀行の主たる事務所を基金の事務所とする。

第三十三条 寄託所

各参加国は、基金が保有する当該参加国の通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行又は基金が受け入れることができるその他の機関を指定する。各構成国の寄託所は、別段の指定がない限り、銀行を設立する協定の適用上当該構成国が指定する寄託所とする。

第三十四条 連絡経路

各参加国は、基金がこの協定の下で生ずる事項に關して連絡することができる適当な当局を指定する。構成国が銀行のために指定した連絡経路は、別段の指定がない限り、基金のための当該構成国の連絡経路とする。

第三十五条 報告の公表及び情報の提供

1 基金は、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し並びに、適当な間隔を置いて、その財務状況の概要書及び業務の結果を示す収支計算書を参加者及び構成国に送付する。

2 基金は、その目的を達成するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができ、

3 この条の規定に基づいて作成されるすべての報告、文書及び刊行物は、参加者及び構成国に配布する。

第三十六条 純益の割当て

総務会は、準備金及び偶発債務のための控除に十分な考慮を払ったうえで、基金の純益の処分について随時決定する。

第七章 脱退、資格停止及び業務の終了

第三十七条 参加者の脱退

参加者は、基金に対する書面による通告を主たる事務所に送付することにより、いつでも基金から脱退することができる。脱退は、当該通告の受領の日又は、その日の後六箇月以内の日であることを条件として、当該通告に明記する日に効力を生ずる。

第三十八条 資格停止

1 参加者が基金に対するいづれかの義務を履行しない場合には、基金は、総務会の決定によつて、その参加者の資格を停止することができる。資格停止を受けた参加者は、総務会がその参加者の資格を回復することを決定しない限り、資格停止の日から一年で自動的に参加者でなくなる。

2 参加者は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づいていかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三十九条 参加者でなくなった国の権利及び義務

1 いずれかの国が参加者でなくなったときは、その国は、この条及び第五十三条に規定する権利を除くほか、この協定に基づいていかなる権利をも有しない。もつとも、その国は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、参加者、借入人、保証人その他の資格でその国が基金に対して負っているすべての金銭上の債務について引き続き責任を負う。

2 いずれかの国が参加者でなくなったときは、基金及びその国は、勘定の決済を行なう。この勘定の決済の一部として、基金及びその国は、出資についてその国に支払うべき額並びに支払の時期及び通貨について合意することができ、この条及び次条の規定の適用上、「出資」には、いづれの参加者との関連において用いるときも、当該参加者の当初出資及び追加出資の双方を含むものとする。

3 基金と当該国の間で2の合意が行なわれるまでの間及び当該国が参加者でなくなった日から六箇月以内又は基金と当該国との間で合意するその他の期間内に2の合意に達しない場合には、次の規定が適用される。

(i) 当該国は、自国の出資について基金に対しその後の払込みを行なう義務を免除される。ただし、当該国は、自国が参加者でなくなった日現在において未払である出資のうち、基金がその融資業務に基づいてその日現在の約束を履行するために必要と認める額を、その払

込期日に基金に支払う。

(ii) 基金は、当該国が出資として払い込んだ資金又はその出資に由来する貸付元本の償還としての資金のうち、当該国が参加者でなくなった日現在において基金が保有するものを当該国に返還する。ただし、基金がその融資業務に基づいてその日現在の約束を履行するために必要と認める限度までは、この限りでない。

(iii) 基金は、当該国が参加者でなくなった日前に約束された貸付け（清算に關する特別の規定がある取極に基づいて基金に供給された資金から行なわれた貸付けを除く）に係る元本償還金であつて、その日の後に基金が受領するものを比例的に配分した額を当該国に支払う。この配分額は、この元本償還金総額に対して占める割合は、当該国がその出資として払い込んだ総額のうち(ii)の規定に基づいて返還されていないものが、すべての参加者がその出資として払い込んだ総額のうち当該国が参加者でなくなった日現在において使用されており又は基金がその融資業務に基づいてその日現在の約束を履行するために必要と認めるものに對して占める割合と等しいものとする。基金によるこの支払は、当該元本償還金を基金が受領すること、分割払で行なうものとするが、一年以上の間隔を置く。この分割払は、基金が受領した通貨で支払う。ただし、基金は、自己の裁量により、当該国の通貨で支払うことができる。

(iv) 当該国に對してその出資について支払うべき額は、当該国、地理的若しくは行政的区画又はそれらのものの機關が借入人又は保証人として基金に對して引き続き債務を負う間、留保することができるとし、その債務の期限が到来したときに基金の選択によりその債務に充てることができる。この

3の規定に基づいて、合計額において次の額のいづれか少ない方をこえる額を受領することはない。

(1) 当該国が出資として払い込んだ額の金帳簿に示される基金の純資産に、当該国の出資額のすべての参加者の出資総額に對する比率を乗じた額

(vi) これらの規定に基づいて必要とされるすべての計算は、基金が合理的に決定する方法で行なう。

4 この条の規定に基づいていづれかの国に支払うべき額は、いかなる場合においても、その国が参加者でなくなった日の後六箇月以内に支払われることはない。いづれかの国が参加者でなくなった日から六箇月以内に基金が次条の規定に基づいて業務を終了したときは、その国のすべての権利は、次条の規定に基づいて決定されるものとし、その国は、次条の規定の適用上基金の参加者とみなされるが、投票権を有しない。

第四十条 業務の終了及び債務の決済

1 基金は、総務会の表決により業務を終了することができる。銀行又はすべての参加国が第三十七條の規定に従つて脱退したときは、基金の業務は、終了する。基金は、業務の終了の後、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。債務の最終の決済及び資産の分配までの間、基金は、存続するものとし、この協定に基づく基金と参加者との間のすべての権利及び義務は、書されることなく継続する。ただし、その間は、いかなる参加者も、資格を停止されず又は脱退してはならず、また、この条に規定する場合を除くほか、参加者に対する分配は、行なわれない。

2 出資を理由とする参加者に対する分配は、債権者に対するすべての債務が履行され又はその手当がされ、かつ、総務会が分配することを決

定するまでは、行なわれない。

3 前記の規定及び基金に対する資金の供給に關連して合意された当該資金の処分に関する特別の取極に従うことを条件として、基金は、参加者が出資として払い込んだ額の割合に比例して、基金の資産を参加者に分配する。第一文の規定による分配を行なうにあつては、いずれの参加者についても、その参加者に対して基金が有するすべての未決済の債権があらかじめ決済されていなければならない。この分配は、基金が公正かつ公平であると認める時期に及び通貨で、基金が公正かつ公平であると認めるところに従い現金又は他の資産で行なう。各参加者に対する分配において、分配される資産の種類又はその資産を表示する通貨の種類が同一であることを必要としない。

4 この条又は前条の規定に従つて基金が分配する資産を受領する参加者は、基金がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八章 地位、免除、課税免除及び特権
第四十一条 この章の目的

基金が効果的にその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようにするため、基金に対し、この章に規定する地位、免除、課税免除及び特権を各参加国の領域において与えるものとし、各参加国は、このためにとつた特定の措置を基金に通報する。

第四十二条 地位
基金は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行ない完全な能力を有する。

- (i) 契約をすること。
- (ii) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。
- (iii) 訴えを提起すること。

第四十三条 訴訟手続
基金は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を受ける。ただし、第八条の規定に従つて貸付けを受ける権限を行使することから又はこれに關連

して生ずる訴訟の場合を除くものとし、この場合において、基金に対する訴えは、基金が事務所を有している国、訴訟に關する送達若しくは告知を受けるため基金の代理人が任命されている国又はその国で訴えを受けることに基金が同意した国の領域内の管轄裁判所に提起することができる。

2 1の規定にかかわらず、参加者、その機関若しくは下部機関、参加者を直接若しくは間接に代理する団体若しくは個人又は参加者若しくはその機関若しくは下部機関の請求権を承継した団体若しくは個人は、基金に対し訴えを提起してはならない。参加者は、基金と参加者との間の紛争を解決するためには、この協定、基金の基本規程その他の規則又は基金との契約に定める特別の手続によるものとする。

3 基金は、また、2並びに第五十二条及び第五十三条の規定の範囲外の紛争であつて1の規定に基づいて基金が免除を受けるものを解決するための適当な方法を定める。

4 基金がこの協定のいづれかの規定に基づいて訴訟手続の免除を受けない場合においても、基金並びにその財産及び資産（その所在地及び占有者のいかなるものを問わぬ）は、基金に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四十四条 資産に關する免除
基金の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなるものを問わぬ、行政上又は立法上の措置による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第四十五条 文書に關する免除
基金の記録及び、一般に、基金が所有し又は保管する文書は、所在地のいかなるものを問わぬ不可侵とする。

第四十六条 資産に對する制限からの自由
基金のすべての財産及び資産は、基金の目的及び任務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、

この協定の規定に従うことを条件として、いかなる種類の金融上の管理、規制又はモラトリアムによつても制限を課されない。

第四十七条 通信に關する特権
各参加国は、基金の公的通信に對し、自国が加盟している他の国際金融機関の公的通信に對して与える待遇と同一の待遇を与える。

第四十八条 役員及び要員の免除及び特権

総務、理事、これらの者の代理、總裁及び要員（基金ために任務を遂行する専門家を含む）は、
(i) 公的資格で行なつた行為について訴訟手続を免除される。

(ii) 当該参加国の国民でないときは、当該参加国が加盟している他の国際金融機関の同等の地位の代表者、役員及び使用人に対して与えられる出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除よりも不利でない免除並びにこれらの者に対して与えられる為替管理に關する便宜よりも不利でない便宜を与えられる。

(iii) 当該参加国が加盟している他の国際金融機関の同等の地位の代表者、役員及び使用人に対して与えられる旅行上の便宜に關する待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第四十九条 課税の免除
1 基金並びにその資産、財産、収入、業務及び取引は、すべての直接税及び基金の公用のために輸入され又は輸出される物品に對するすべての関税又はこれと同等の効果を有する税を免除される。基金は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

2 1の規定にかかわらず、基金は、提供された役務に對する課税にすぎない税の免除を要求してはならない。

3 1の免除を受けて輸入された物品は、免除を認めた参加国と合意した条件に従う場合を除くほか、その国の領域内で売却してはならない。

4 基金が總裁及び要員（基金のために任務を遂

行する専門家を含む）に支払う給料その他の給与に對し又はこれらの給与に關しては、いかなる税をも課してはならない。

第五十条 基金による放棄
1 この章に規定する免除、課税免除及び特権は、基金の利益のために与えられるものである。理事会は、基金の利益を増進すると認める場合には、理事會が決定する範囲内及び条件で、この章に規定する免除、課税免除及び特権を放棄することができる。

2 1の規定にかかわらず、總裁は、免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、基金の利益を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、要員（基金のために任務を遂行する専門家を含む）に与えられる免除を放棄する権利及び義務を有する。

第九章 改正

第五十一条
1 この協定を変更しようとする提案は、参加者、総務又は理事會のいづれから提議されたものであつても、總務會の議長に送附され、議長は、その提案を總務會に提出する。總務會が改正案を承認したときは、基金は、参加者に対し、改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照會する。参加者の四分の三で投票権数の八十五パーセントを有するものが改正案を受諾したときは、基金は、参加者にあつた公式の通報によつてその事実を確認する。改正は、總務會が異なる期間又は期日を明示しない限りこの1にいう公式の通報の日の後三箇月で、すべての参加者について効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、次の事項を変更する改正の承認には、總務會の全会一致の承認を必要とする。

- (i) 第十条に定める責任の限度
- (ii) 追加の資金の出資に關する第七條2及び3の規定
- (iii) 基金から脱退する權利
- (iv) この協定に定める多数決の要件

この協定に定める多数決の要件

第十章 解釈及び仲裁

第五十二条 解釈

1 この協定の解釈又は適用について参加者と基金との間又は参加者相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議される疑義が自国に特に影響がある参加国は、理事会に自国の国籍の理事がいない場合には、自国を直接に代表する者を出し権利を有する。代表者を出すこの権利は、総務会が定めるところに従う。

2 理事会が1の規定に基づいて決定を行なった場合には、いずれの参加者も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。基金は、総務会の裁決が行なわれるまでの間、必要と認め限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第五十三条 仲裁

基金と参加者でなくかつた国又は基金の業務の終了の後に基金と参加者との間に紛争が生じた場合には、この紛争は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が任命し、他の一人は当該参加者又は参加者でなくかつた国が任命し、第三の仲裁人は両当事者が任命するものとし、第三の仲裁人は、議長となる。仲裁の要請を受けてから四十五日以内にいずれか一方の当事者が仲裁人を任命しなかつたときは二人の仲裁人が任命されてから三十日以内に第三の仲裁人が任命されなかつたときは、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に対し又は総務会が採択した規則で定める他の当局に対し、一人の仲裁人を任命するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人が定めるものとし、第三の仲裁人は、手続の問題に関して意見が相違する場合に、それらのすべての問題を解決するあらゆる権限を有する。決定は、仲裁人の過半数の票によつて行なうことができるものとし、その決定は、最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

第十一章 最終規定

第五十四条 署名

この協定の原本は、千九百七十三年三月三十一日まで、銀行及び附属書Aに掲げる国による署名のために開放しておく。

第五十五条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名者によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百七十三年十二月三十一日までに、各署名者により銀行の主たる事務所において銀行に寄託されなければならない。ただし、その日までに、この協定が次条の規定に従つて効力を生じないときは、銀行の理事会は、批准書、受諾書又は承認書の寄託の期限を六箇月をこえない範囲内において延期することができる。

第五十六条 効力発生

この協定は、銀行及び附属書Aに掲げる当初出資の総計が五千五百万計算単位以上となる八の署名国がその批准書、受諾書又は承認書を寄託した日に効力を生ずる。

第五十七条 参加

1 この協定の効力発生の日又はその日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託する署名者は、効力発生の日に参加者となる。効力発生の日の後であつて第五十五条2に定める日又は同項の規定に従つて定められる日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託する署名者は、その寄託の日に参加者となる。

2 原参加者でない国は、第三条3の規定に従つて参加者となることができる。そのような参加者は、第五十四条及び第五十五条の規定にかかわらず、この協定に署名し、かつ、批准書、受諾書又は承認書を銀行に寄託することによつて行なうものとし、その寄託の日に効力を生ずる。

第五十八条 留保

いずれの国も、批准書、受諾書又は承認書の寄託の時に、次のことを宣言することができる。

(i) 第四十三条1及び第四十八条(i)の規定によつて与えられる免除は、自国の領域内においては、基金の自動車若しくは基金のために運

行される自動車により生じた事故に係る民事訴訟又はそれらの自動車の運転者による交通犯罪については適用しないこと。

(ii) 自国の市民、国民又は居住者に基金が支払う給料その他の給付について自国及びその行政区域が課税する権利を留保すること。

(iii) 自国の領域内で生産される物品に対して課する消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税であつて、価格の一部をなすものの免除を基金は通常要求しないものと了解するが、基金が、公用のために、それらの税が課されておき又課される財産の重要な購入を行なうときは、可能な限り、税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとること。

(iv) 自国が(iii)の措置に従つて税の減免又は還付を行なつた物品について、第四十九条3の規定を適用すること。

第五十九条 通告

銀行は、すべての署名者に対し、次の事項を通告する。

(a) 署名

(b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) この協定の効力発生の日

(d) 批准書、受諾書又は承認書の寄託の時に行なわれる宣言又は留保

第六十条 創立総会

1 この協定が効力を生じたときは、直ちに、各参加国は、総務を任命し、総務会の議長は、総務会の創立総会を招集する。

2 創立総会において、

(i) 第二十七条2及び3の規定に従つて、基金の十二人の理事を指名し及び選定する。

(ii) 基金が業務を開始する日を決定するための措置をとる。

3 基金は、その業務の開始の日をすべての参加者に通告する。

4 基金を設立するにあたり銀行が負担する合理的かつ必要な費用(創立総会に出席する総務及び総務代理の滞在費を含む)は、基金が償還する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十二年十一月二十九日にアビジャンで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。この本書は、銀行に寄託しておく。

銀行は、この協定の認証謄本を各署名者に送付する。

附属書A

1 原参加者

次の国は、原参加者となる資格を有する。

ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ連邦共和国、イタリア、日本国、オランダ、ノールウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国、アメリカ合衆国及びユーゴスラヴィア

これらの国については、千五百万アメリカ合衆国ドル以上の出資を千九百七十三年十二月三十一日後に行なう場合においても、千九百七十四年十二月三十一日までにこの協定に署名しかつこれを批准するときは、原参加者とみなす。

2 当初出資

銀行及びこの協定の次の署名国は、次の額を出資する。

参加者	出資(計算単位)
アフリカ開発銀行	五、〇〇〇、〇〇〇
ベルギー	三、〇〇〇、〇〇〇
ブラジル	二、〇〇〇、〇〇〇
カナダ	一五、〇〇〇、〇〇〇
デンマーク	五、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ連邦共和国	七、四四七、六三〇
フィンランド	二、〇〇〇、〇〇〇
イタリア	一〇、〇〇〇、〇〇〇
日本国	一五、〇〇〇、〇〇〇
オランダ	四、〇〇〇、〇〇〇
ノールウェー	五、〇〇〇、〇〇〇

スペイン 二、〇〇〇、〇〇〇
スウェーデン 五、〇〇〇、〇〇〇
スイス 三、〇〇〇、〇〇〇
連合王国 五、二二一、四二〇
ユーゴスラヴィア 二、〇〇〇、〇〇〇

附屬書B 理事の指名及び選定

第一部 銀行による理事の指名

1 銀行による基金の理事の指名に際しては、銀行の総裁は、次の事項を記載した通告書を基金に提出する。

(i) 指名される理事の氏名

(ii) 各理事が投することのできる票数

2 銀行の総裁は、銀行が指名した理事の職が空席となつた場合には、その理事の後任者として銀行が指名する者の氏名を基金に通告する。

第二部 参加国を代表する総務による理事の選定

1 理事の選定のための投票にあつては、参加国を代表する各総務は、自己を任命した参加国が有するすべての票を一人に投じなければならない。最大の数の票を得た六人は、理事となる。ただし、得票数がそれらの総務の有する票の合計の十二パーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

2 第一回の投票で六人が選出されなかつたときは、第二回の投票を行なう。この投票においては、第一回の投票で最小の数の票を得た者は、選出される資格がないものとし、(a)第一回の投票で選出されなかつた者に投票した総務及び、(b)第一回の投票で選出された者に投票した総務であつて自己が投じた票によりその者の得票数が有権票数の十五パーセントをこえることとなつたと3の規定に基づいてみなされるもののみが投票する。

3 いずれの総務が投じた票によりある者の得票数が有権票数の十五パーセントをこえることとなつたとみなすかを決定するにあつては、こ

の十五パーセントには、まず、その者に対して最大の数の票を投じた総務の票を、次に、それに次ぐ数の票を投じた総務の票を含むものとし、以下順次十五パーセントに達するまで同様とする。

4 ある者の得票数が十二パーセントをこえることとなるために当該総務の票の一部が計上されなければならないときは、当該総務のすべての票は、これによりその者の得票数が十五パーセントをこえるときでも、その者に投じられたものとして取り扱う。

5 第二回の投票によつても六人が選出されなかつたときは、六人が選出されるまで同一の原則でさらに投票を行なう。ただし、五人が選出された後は、第六番目の者は、残存する票の単純多数で選出することができるとし、その者は、残存する票のすべてによつて選出されたものとみなす。

6 参加国を代表する総務は、それらの総務の総投票権数の七十五パーセント以上の多数によつて前記の規則を変更することができる。

7 総務会の最初の三回の年次会合においては、参加国を代表する理事の選定をそのつど新たに行なう。

8 各理事は、不在の場合に自己に代わつて行動するあらゆる権限を有する理事代理を任命する。理事及び理事代理は、参加国の国民でなければならない。

アフリカ開発銀行のために

A・ラビディ

ベルギー王国のために

P・マルシャル

ブラジル連邦共和国のために

F・C・デ・B・ベレングエル

カナダのために

ギルズ・マシュ

デンマーク王国のために

ヴィンシング・クリステンセン

フィンランド共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

J・ハスラッハー

イタリア共和国のために

フルヴィオ・リツェット

日本国のために

稲田繁

オランダ王国のために

A・J・M・V・D・マールデ

ノールウェー王国のために

P・ナブダール

スウェーデン王国のために

L・ヘーダストレム

スイス連邦のために

E・A・スーター

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ポール・ホーム